

那覇市公報

第 1 5 6 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)…………… 777

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)…………… 779

◇告 示◇

○個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)…………… 786

○個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)…………… 788

○那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について(子育て応援課)…………… 790

○那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について(子育て応援課)…………… 790

○平成 22 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要(財政課)
…………… 791○平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書(区画整理課)
…………… 804○平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書(国保長寿医療課・
特定健診課)…………… 809

○平成 22 年度那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算書(国保長寿医療課)…………… 814

○平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書(市街地整備課)
…………… 817○平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書(ちゃーがんじゅう課)
…………… 820○平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書(国保長寿医療課)
…………… 825

○平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書(財政課)…………… 828

○平成 22 年度那覇市水道事業会計決算書(上下水道局企画経営課)	831
○平成 22 年度那覇市下水道事業会計決算書(上下水道局企画経営課)	839
○平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (区画整理課)	846
○平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (国保長寿医療 課)	847
○平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (ちゃーがんじゅう 課)	849

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について(市民課)	851
○都市公園の設置及び供用開始について(公園管理課)	851
○都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)	853
○平成 23 年度那覇市海拔表示板製作・取付業務委託契約に係る制限付一般競争入札 の実施について(総務課)	853
○制限付一般競争入札による健全化用地の貸付について(管財課)	855

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	857
-----------------------------------	-----

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則	857
-------------------------------------	-----

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○那覇市選挙公報発行規程	876
--------------------	-----

規 則

那覇市規則第 1 号

平成24年 1 月 16 日

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(退職の勧奨) 第4条 条例第4条第1項及び第5条第1項の規定による退職の勧奨は、年度ごとに予算の範囲内において任命権者が年齢50年から59年に達した職員に対し行うものとする。 2 [略] (退職手当の調整額) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 [略]	(退職の勧奨) 第4条 条例第4条第1項及び第5条第1項の規定による退職の勧奨は、年度ごとに予算の範囲内において任命権者が年齢50年から59年(那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)別表第2の医療職給料表(1)の適用を受ける職員については年齢55年から64年)に達した職員に対し行うものとする。 2 [略] (退職手当の調整額) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定にかかわらず、給与条例別表第2の医療職給料表(1)の適用を受けていた者については、当該給料表の適用を受けていた期間、同項の表は次のとおり読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>第2号区分</td><td>職務の級が4級であった者のうち、給与条例第26条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する規則で定める割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの</td></tr> <tr> <td>第3号区分</td><td>職務の級が4級であった者(第2号区分の項に掲げる者を除く。)</td></tr> <tr> <td>第4号区分</td><td>職務の級が3級であった者</td></tr> <tr> <td>第6号区分</td><td>職務の級が2級であった者</td></tr> <tr> <td>第8号区分</td><td>職務の級が1級であった者</td></tr> </table> 5 [略]	第2号区分	職務の級が4級であった者のうち、給与条例第26条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する規則で定める割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの	第3号区分	職務の級が4級であった者(第2号区分の項に掲げる者を除く。)	第4号区分	職務の級が3級であった者	第6号区分	職務の級が2級であった者	第8号区分	職務の級が1級であった者
第2号区分	職務の級が4級であった者のうち、給与条例第26条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第4項に規定する規則で定める割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの										
第3号区分	職務の級が4級であった者(第2号区分の項に掲げる者を除く。)										
第4号区分	職務の級が3級であった者										
第6号区分	職務の級が2級であった者										
第8号区分	職務の級が1級であった者										
備考											

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 2 号

平成24年 1 月16日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(医療職給料表(2)の適用範囲) 第6条 医療職給料表(2)は、次の各号に掲げる職員に適用する。 (1) 薬事業務に従事する薬剤師 (2) 狂犬病予防業務に従事する獣医師 (3)～(7) [略] (職及び職員の範囲) 第11条 条例第14条第1項第2号に規定する職は、医療職給料表(2)の職務の級が2級で、狂犬病予防業務に従事する獣医師の職とする。 2 条例第14条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(第14条において「臨床研修」という。)を経た場合にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(第14条において「実地修練」という。)を経た場合にあつては38年、市長が指定するものにあつてはこれらに準ずる期間)内に行われたもの	(医療職給料表(2)の適用範囲) 第6条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 薬剤師 (2) 獣医師 (3)～(7) [略] (職及び職員の範囲) 第11条 条例第14条第1項第2号に規定する職は、第6条第2号に掲げる職員の職とする。 2 条例第14条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(第14条において「臨床研修」という。)を経た場合にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第14条において「実地修練」という。)を経た場合にあつては38年、学校教育法に規定する大学院(以下「大学院」という。)の修士課程修了の日から37年、大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から36年又は市長が指定するこれらに準ずる期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) <u>前項の職に採用された職員であつて、その採用が、大学卒業の日から4年（学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修士課程を修了したものにあつては修了の日から4年、大学院の博士課程にあつては所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年、市長が指定するものにあつてはこれらに準ずる期間）内に行われたもの</u> 3 条例第14条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第16条の職員のほか、<u>採用以外の方法により次の各号に掲げる職を占めることとなった当該各号に定める職員とする。</u> (1) <u>条例第14条第1項第1号に掲げる職 前項第1号に規定する職員の要件に準じて市長が定める要件を満たしている職員</u> (2) <u>第1項に掲げる職 前項第2号に規定する職員の要件に準じて市長が定める要件を満たしている職員</u> 第12条 〔略〕 2 初任給調整手当を支給されている職員が異動をした場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。 第15条 初任給調整手当を支給されていた職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなった後に再び初任給調整手当を支給される職員となった場合において、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間が第12条に規定する期間から既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を減じた期間を超えることとなる場合（この場合において、その超えることとなる期間を「<u>超過期間</u>」とする。以下この条において同じ。）における前条第1項後段	(2) 前項の職に採用された職員 3 条例第14条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第16条の職員のほか、<u>次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>採用以外の方法により条例第14条第1項第1号に掲げる職を占めることとなった職員で、前項第1号に規定する職員の要件に準じて市長が定める要件を満たしている職員</u> (2) <u>採用以外の方法により第6条第2号に掲げる職を占めることとなった職員</u> 第12条 〔略〕 2 初任給調整手当を支給されている職員が<u>医師又は獣医師の免許を必要としない職に</u>異動をした場合には、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。 第15条 初任給調整手当を支給されていた職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなった後に再び初任給調整手当を支給される職員となった場合において、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間が第12条に規定する期間から既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を減じた期間を超えることとなる場合（この場合において、その超えることとなる期間を「<u>超過期間</u>」という。以下この条において同じ。）における前条第1項後段
--	--

の規定の適用については、「に相当する期間」とあるのは「に相当する期間に超過期間を加えた期間」とする。 第16条 条例第14条第1項第1号若しくは第11条第1項に掲げる職又は同条第2項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び<u>同項各号に掲げる期間</u>が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、市長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。 （規則で定める管理職員） 第55条の2 条例第26条第2項の規則で定める職員は<u>消防司令にある者</u>とする。 [別表第3 別記] [別表第3の2 別記]	の規定の適用については、「に相当する期間」とあるのは「に相当する期間に超過期間を加えた期間」とする。 第16条 条例第14条第1項第1号若しくは第11条第1項に掲げる職又は同条第2項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び<u>経過期間</u>が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、市長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。 （規則で定める管理職員） 第55条の2 条例第26条第2項の規則で定める職員は、<u>次に掲げる者</u>とする。 (1) <u>消防司令にある者</u> (2) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける者のうち、職務の級が3級以上のもの</u> [別表第3 別記] [別表第3の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
〔略〕		
消防機関	〔略〕	
	消防司令(交替制勤務でないものに限る。)	〔略〕
	副参事(消防吏員でないものに限る。)	
〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
〔略〕		
消防機関	〔略〕	
	消防司令(交替制勤務でないものに限る。)	〔略〕
〔略〕		

〔改正前 別記〕

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号及び 同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号及び 同条第3項第2号の職員
1年未満	円 306,000	〔略〕
1年以上2年未満	306,000	
2年以上3年未満	306,000	
3年以上4年未満	306,000	
4年以上5年未満	306,000	
5年以上6年未満	306,000	
6年以上7年未満	306,000	
7年以上8年未満	306,000	
8年以上9年未満	306,000	
9年以上10年未満	306,000	
10年以上11年未満	306,000	
11年以上12年未満	306,000	
12年以上13年未満	306,000	
13年以上14年未満	306,000	

14年以上15年未満	<u>306,000</u>
15年以上16年未満	<u>306,000</u>
16年以上17年未満	<u>302,700</u>
17年以上18年未満	<u>299,400</u>
18年以上19年未満	<u>296,100</u>
19年以上20年未満	<u>292,800</u>
20年以上21年未満	<u>289,500</u>
21年以上22年未満	<u>275,800</u>
22年以上23年未満	<u>261,800</u>
23年以上24年未満	<u>248,400</u>
24年以上25年未満	<u>234,600</u>
25年以上26年未満	<u>221,000</u>
26年以上27年未満	<u>203,400</u>
27年以上28年未満	<u>186,400</u>
28年以上29年未満	<u>169,200</u>
29年以上30年未満	<u>151,600</u>
30年以上31年未満	<u>133,700</u>
31年以上32年未満	<u>115,500</u>
32年以上33年未満	<u>97,700</u>
33年以上34年未満	<u>71,700</u>
34年以上35年未満	<u>47,500</u>

備考 [略]

〔改正後 別記〕

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号又は 同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又は 同条第3項第2号の職員
1年未満	円 <u>410,900</u>	〔略〕
1年以上2年未満	<u>410,900</u>	
2年以上3年未満	<u>410,900</u>	
3年以上4年未満	<u>410,900</u>	
4年以上5年未満	<u>410,900</u>	
5年以上6年未満	<u>410,900</u>	
6年以上7年未満	<u>410,900</u>	
7年以上8年未満	<u>410,900</u>	

8年以上9年未満	<u>410,900</u>
9年以上10年未満	<u>410,900</u>
10年以上11年未満	<u>410,900</u>
11年以上12年未満	<u>410,900</u>
12年以上13年未満	<u>410,900</u>
13年以上14年未満	<u>410,900</u>
14年以上15年未満	<u>410,900</u>
15年以上16年未満	<u>410,900</u>
16年以上17年未満	<u>406,500</u>
17年以上18年未満	<u>402,100</u>
18年以上19年未満	<u>397,700</u>
19年以上20年未満	<u>393,300</u>
20年以上21年未満	<u>388,900</u>
21年以上22年未満	<u>369,600</u>
22年以上23年未満	<u>349,900</u>
23年以上24年未満	<u>330,700</u>
24年以上25年未満	<u>311,400</u>
25年以上26年未満	<u>292,000</u>
26年以上27年未満	<u>269,400</u>
27年以上28年未満	<u>247,200</u>
28年以上29年未満	<u>224,900</u>
29年以上30年未満	<u>202,200</u>
30年以上31年未満	<u>177,500</u>
31年以上32年未満	<u>152,700</u>
32年以上33年未満	<u>128,200</u>
33年以上34年未満	<u>90,200</u>
34年以上35年未満	<u>55,000</u>

備考 [略]

告 示

那覇市告示第 121 号

平成 23 年 12 月 26 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び同施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

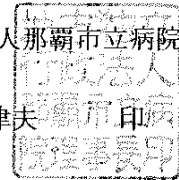
個人情報目的外利用等届出書

平成23年12月2日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 與儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年12月2日
目的外利用等 をする個人情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 224件
目的外利用等 をする理由	条例第9条第1項第5号に該当（審議会の意見）
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111 (内) 347

那覇市告示第 122 号

平成 23 年 12 月 26 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び同施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



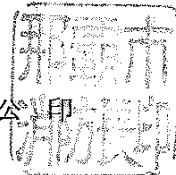
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 23 年 12 月 19 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 167件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年 12月19日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成23年10月1日から、平成23年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 123 号
平成 24 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について

那覇市若狭児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 23 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市若狭児童館
所在地 那覇市若狭 3 丁目 18 番 1
- 2 指定管理者となる団体
名 称 NPO 法人地域サポートわかさ
所在地 那覇市若狭 1 丁目 9 番 7 号 若狭 1 丁目自治会事務所内
代表者 理事長 早川 忠光
- 3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

那覇市告示第 124 号
平成 24 年 1 月 4 日
掲 示 済

那覇市古波蔵児童館の指定管理者の指定について

那覇市古波蔵児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 23 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市古波蔵児童館

所在地 那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 ポプラ福祉会

所在地 那覇市壺川 2 丁目 5 番 13

代表者 理事長 崎濱 盛喜

3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

那覇市告示第 125 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年 度 那 覇 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市 税			39,260,210,000	43,681,435,620	40,311,081,864 25,612,647	301,923,903	3,094,042,500	△1,050,871,864
		1 市 民 税	16,210,360,000	18,025,152,207	16,763,864,969 21,677,163	123,743,361	1,159,221,040	△553,504,969
		2 固 定 資 産 税	19,537,888,000	21,886,067,360	19,846,356,392 3,556,984	157,704,835	1,885,563,117	△308,468,392
		3 軽自動車税	447,616,000	513,439,563	462,689,813 378,300	4,429,507	46,698,543	△15,073,813
		4 市たばこ税	2,266,877,000	2,409,267,440	2,409,267,440	0	0	△142,390,440
		5 釧産税	1,000	0	0	0	0	1,000
		6 特別土地保有税	3,000	0	0	0	0	3,000
		7 入湯税	14,816,000	15,322,350	15,322,350	0	0	△506,350
2 地方譲与税		8 事業所税	782,649,000	832,186,700	813,580,900 200	16,046,200	2,559,800	△30,931,900
		1 自動車重量譲与税	733,781,000	764,807,280	764,807,280	0	0	△31,026,280
		2 地方道路譲与税	388,997,000	388,589,000	388,589,000	0	0	408,000
		3 特別とん譲与税	1,000	393	393	0	0	607
		4 航空機燃料譲与税	24,327,000	18,831,887	18,831,887	0	0	5,495,113
3 利子割交付金		5 地方揮発油譲与税	173,627,000	195,318,000	195,318,000	0	0	△21,691,000
			146,829,000	162,068,000	162,068,000	0	0	△15,239,000
4 配当割交付金		1 利子割交付金	87,334,000	103,632,000	103,632,000	0	0	△16,298,000
			87,334,000	103,632,000	103,632,000	0	0	△16,298,000
5 株式等譲渡所得割交付金		1 配当割交付金	19,924,000	20,613,000	20,613,000	0	0	△689,000
			19,924,000	20,613,000	20,613,000	0	0	△689,000
6 地方消費税交付金		1 株式等譲渡所得割交付金	13,103,000	8,050,000	8,050,000	0	0	5,053,000
			13,103,000	8,050,000	8,050,000	0	0	5,053,000
			2,818,822,000	2,931,229,000	2,931,229,000	0	0	△112,407,000

01-1

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 地方消費税交付金	2,818,822,000	2,931,229,000	2,931,229,000	0	0	△112,407,000	
7	自動車取得税交付金		117,040,000	99,181,000	99,181,000	0	0	17,859,000	
		1 自動車取得税交付金	117,040,000	99,181,000	99,181,000	0	0	17,859,000	
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金		313,195,000	313,195,000	313,195,000	0	0	0	0
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	313,195,000	313,195,000	313,195,000	0	0	0	0
9	地方特例交付金		380,140,000	380,140,000	380,140,000	0	0	0	0
		1 地方特例交付金	380,140,000	380,140,000	380,140,000	0	0	0	0
10	地方交付税		12,360,274,000	12,616,276,000	12,616,276,000	0	0	△256,002,000	
		1 地方交付税	12,360,274,000	12,616,276,000	12,616,276,000	0	0	△256,002,000	
11	交通安全対策特別交付金		52,000,000	50,789,000	50,789,000	0	0	1,211,000	
		1 交通安全対策特別交付金	52,000,000	50,789,000	50,789,000	0	0	1,211,000	
12	分担金及び負担金		2,162,165,000	2,169,629,073	2,088,227,899	5,822,008	75,579,166	73,937,101	
		1 分担金	1,000	0	0	0	0	1,000	
		2 負担金	2,162,164,000	2,169,629,073	2,088,227,899	5,822,008	75,579,166	73,936,101	
13	使用料及び手数料		2,712,323,000	2,926,844,802	2,735,628,231	7,711,270	183,505,701	△23,305,231	
		1 使用料	2,141,917,000	2,350,250,348	2,159,067,500	7,711,270	183,471,578	△17,150,500	
		2 手数料	570,406,000	576,594,454	576,560,731	0	34,123	△6,154,731	
14	国庫支出金		36,786,327,285	36,094,161,403	33,678,998,795	0	2,420,162,608	3,107,328,490	
		1 国庫負担金	24,329,808,000	23,581,522,903	23,274,499,903	0	307,023,000	1,055,308,097	
		2 国庫補助金	12,314,408,285	12,375,850,693	10,262,711,085	0	2,113,139,608	2,051,697,200	
		3 委託金	142,111,000	141,787,807	141,787,807	0	0	323,193	
15	県支出金		8,790,922,000	8,584,931,786	8,507,040,786	0	77,891,000	283,881,214	

歳 入		項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
款	予 算 現 額 と 入 済 額 と の 比 較							予 算 現 額 と 入 済 額 と の 比 較	
16 財産収入	1 県負担金		5,035,289,000	4,945,341,305	4,945,341,305	0	0	0	89,947,695
	2 県補助金		3,125,431,000	3,009,565,989	2,931,674,989	0	77,891,000	0	193,756,011
	3 委託金		630,202,000	630,024,492	630,024,492	0	0	0	177,508
			1,175,876,000	1,202,924,574	1,185,665,315	0	17,259,259	0	△9,789,315
	1 財産運用収入		309,580,000	326,383,436	309,124,177	0	17,259,259	0	455,823
17 寄附金	2 財産売却収入		866,296,000	876,541,138	876,541,138	0	0	0	△10,245,138
			38,850,000	38,603,622	38,603,622	0	0	0	246,378
	1 寄附金		38,850,000	38,603,622	38,603,622	0	0	0	246,378
18 繰入金			3,313,313,000	3,312,668,336	3,312,668,336	0	0	0	644,664
	1 特別会計繰入金		96,677,000	96,675,538	96,675,538	0	0	0	1,462
19 繰越金	2 基金繰入金		3,216,636,000	3,215,992,798	3,215,992,798	0	0	0	643,202
			3,576,408,477	3,576,408,598	3,576,408,598	0	0	0	△121
	1 繰越金		3,576,408,477	3,576,408,598	3,576,408,598	0	0	0	△121
20 諸収入			4,491,041,000	5,937,341,394	4,605,402,839	893,309,303	438,629,252	△114,361,839	
	1 延滞金加算金及び過料		129,610,000	133,128,508	132,378,954	0	749,554	△2,768,954	
	2 市預金利子		3,474,000	3,000,812	3,000,812	0	0	473,188	
	3 貸付金元利収入		3,008,000,000	3,888,877,983	3,007,964,983	880,913,000	0	35,017	
	4 受託事業収入		93,236,000	67,599,182	67,599,182	0	0	25,636,818	
21 市債	5 雑入		1,256,721,000	1,844,734,909	1,394,458,908	12,396,303	437,879,698	△137,737,908	
			18,910,406,000	18,160,506,000	18,160,506,000	0	0	749,900,000	
	1 市債		18,910,406,000	18,160,506,000	18,160,506,000	0	0	749,900,000	
歳 入 合 計			138,113,454,762	142,978,367,488	135,488,144,565 25,613,047	1,208,766,484	6,307,069,486	2,625,310,197	

歳 出 (単位: 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		692,103,000	683,705,694	0	8,397,306	8,397,306
	1 議会費	692,103,000	683,705,694	0	8,397,306	8,397,306
2 総務費		17,949,123,441	17,686,568,851	74,937,000	187,617,590	262,554,590
	1 総務管理費	15,609,057,441	15,374,897,301	74,937,000	159,223,140	234,160,140
	2 徴税費	1,100,946,000	1,086,708,537	0	14,237,463	14,237,463
	3 戸籍住民基本台帳費	806,684,000	797,359,540	0	9,324,460	9,324,460
	4 選挙費	173,716,000	172,559,915	0	1,156,085	1,156,085
	5 統計調査費	164,443,000	162,551,298	0	1,891,702	1,891,702
3 民生費		94,277,000	92,492,260	0	1,784,740	1,784,740
		53,452,018,750	52,413,088,948	86,512,200	952,417,602	1,038,929,802
	1 社会福祉費	16,263,792,000	15,974,777,989	9,957,000	279,057,011	289,014,011
	2 児童福祉費	19,014,886,000	18,280,029,970	76,555,200	658,300,830	734,856,030
	3 生活保護費	18,173,339,750	18,158,280,989	0	15,058,761	15,058,761
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		8,633,886,333	8,412,704,662	30,277,602	190,904,069	221,181,671
	1 保健衛生費	4,017,217,333	3,883,117,935	0	134,099,398	134,099,398
	2 清掃費	4,616,669,000	4,529,586,727	30,277,602	56,804,671	87,082,273
5 労働費		320,385,000	314,428,941	0	5,956,059	5,956,059
	1 労働諸費	320,385,000	314,428,941	0	5,956,059	5,956,059
6 農林水産業費		86,904,000	84,966,546	0	1,937,454	1,937,454
	1 農業費	46,135,000	44,975,496	0	1,159,504	1,159,504
	2 林業費	120,000	120,000	0	0	0

01-4

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
		3 水産業費	40,649,000	39,871,050	0	777,950		777,950
7 商工費			1,128,767,648	1,057,324,796	31,605,000	39,837,852		71,442,852
		1 商工費	1,128,767,648	1,057,324,796	31,605,000	39,837,852		71,442,852
8 土木費			22,682,426,341	20,074,634,012	2,480,054,274	127,738,065		2,607,792,329
		1 土木管理費	334,296,000	327,009,615	0	7,286,385		7,286,385
		2 道路橋りょう費	1,344,981,973	1,080,558,049	252,628,130	11,795,794		264,423,924
		3 河川水路費	209,812,200	186,627,833	0	23,184,367		23,184,367
		4 港湾費	732,838,000	732,431,088	0	406,912		406,912
		5 都市計画費	10,195,927,968	8,757,579,989	1,403,870,944	34,477,085		1,438,347,979
		6 住宅費	9,864,570,200	8,990,427,438	823,555,200	50,587,562		874,142,762
9 消防費			2,671,460,573	2,647,872,349	0	23,588,224		23,588,224
		1 消防費	2,671,460,573	2,647,872,349	0	23,588,224		23,588,224
10 教育費			16,712,078,711	15,703,079,427	713,767,548	295,231,736		1,008,999,284
		1 教育総務費	1,981,966,750	1,879,300,420	16,441,000	86,225,330		102,666,330
		2 小学校費	6,739,241,141	6,187,919,018	510,613,400	40,708,723		551,322,123
		3 中学校費	1,609,494,930	1,523,742,915	16,899,000	69,053,015		85,752,015
		4 幼稚園費	1,339,144,550	1,225,637,316	74,455,700	39,051,534		113,507,234
		5 社会教育費	2,615,811,590	2,558,317,224	21,168,848	36,325,518		57,494,366
		6 保健体育費	2,426,419,750	2,328,162,534	74,389,600	23,867,616		98,257,216
11 災害復旧費			4,000	0	0	4,000		4,000
		1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000		1,000
		2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000		2,000

(単位: 円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
		3 その他公共施設公用施設災害 復旧費	1, 000	0	0	1, 000	1, 000
12	公債費		13, 715, 223, 000	13, 673, 995, 826	0	41, 227, 174	41, 227, 174
		1 公債費	13, 715, 223, 000	13, 673, 995, 826	0	41, 227, 174	41, 227, 174
13	諸支出金		55, 249, 000	55, 247, 500	0	1, 500	1, 500
		1 普通財産取得費	55, 248, 000	55, 247, 500	0	500	500
		2 公営企業貸付金	1, 000	0	0	1, 000	1, 000
14	予備費		13, 824, 965	0	0	13, 824, 965	13, 824, 965
		1 予備費	13, 824, 965	0	0	13, 824, 965	13, 824, 965
歳 出	合 計		138, 113, 454, 762	132, 807, 617, 552	3, 417, 153, 624	1, 888, 683, 586	5, 305, 837, 210

歳入歳出差引残額 2, 680, 527, 013 円

平成 23 年 9 月 14 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 一般会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	138,113,454,762 円
2	歳 入 総 額	135,488,144,565
3	歳 出 総 額	132,807,617,552
4	歳 入 歳 出 差 引 額	2,680,527,013
5	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	211,504,716
	(3) 事故繰越し繰越額	28,775,300
	計	240,280,016
6	(1) 残高(翌年度へ繰越)	2,440,246,997
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、平成22年度（2010年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成22年度の歳入歳出決算は、一般会計で予算現額1,381億1,345万円に対し、歳入決算額は1,354億8,814万円、歳出決算額は1,328億761万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は26億8,052万円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は24億4,024万円の黒字であり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も2億7,554万円の黒字となっている。

次に、土地区画整理事業特別会計外 6 特別会計の決算を合計額でみると、歳入決算額は 620 億 9,260 万円、歳出決算額は 637 億 5,701 万円で、形式収支額が 16 億 6,441 万円、実質収支額も 17 億 7,197 万円の赤字となっている。赤字の要因は、前年度に続き国民健康保険事業によるものであり、同事業の赤字額は、前年度より 2 億 4,392 万円増加し 20 億 8,562 万円となっている。

赤字増額の要因については、医療制度改革による影響に対し、国からの特別調整交付金が交付され補填はされたものの、依然その影響が残っているほか保険給付費の増額、厳しい経済状況により保険税収入が減少したことなどによるものである。

国民健康保険事業特別会計については、高齢化の進展による医療費の増大、経済不況に影響されやすい構造的問題等により、引き続き赤字額の増加が懸念されるので、医療費の適正化に向けた対策への取り組みや未収金を含めた収納率の向上にこれまで以上の努力を行い、赤字額の縮減に努める必要がある。

平成 22 年度普通会計の決算状況からみると、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は 88.2%で、前年度に引き続き 3.6 ポイント改善している。これは扶助費が 1.4 ポイント増加したものの人件費は 3.1 ポイント、公債費 1.3 ポイント、物件費 0.2 ポイント減少したことによるものである。

なお、財政の圧迫度を示す指標である公債費比率は 13.4%で前年度と比較して 0.8 ポイント減少している。

本市の財政状況は、歳入については、市税 11 億 7,182 万円、国庫支出金 43 億 6,093 万円、県支出金 19 億 208 万円、地方交付税 8 億 5,412 万円、市債は 73 億 2,836 万円増加しているが、地方特例交付金は 4,274 万円減少している。

また、歳出については、補助費等 40 億 9,508 万円、人件費は 8 億 3,489 万円減少したものの普通建設事業費 61 億 9,224 万円、公債費 12 億 9,109 万円、積立金が 32 億 5,485 万円増加している。

繰越事業費の総額については、37 億 2,430 万円となっており、この主なものは、街路事業費 11 億 5,979 万円、住宅建設費 8 億 2,355 万円、小中学校及び幼稚園建設費 5 億 932 万円であり、前年度と比べ繰越総額で 26 億 2,330 万円減少しているものの依然、多額の繰越額となっている。繰越の主な理由は、事務調整が十分行われていなかったことや関係者との調整に日時を要し工期がずれたことなどによるものである。事業の実施にあたっては事業がスムーズにいくよう関係者との調整を適切に行い、早期完了を目指した効率的な事業執行に努められたい。

今後の財政運営については、東日本大震災の影響などにより、景気回復の後退も予想される。沖縄振興特別措置法も平成 23 年度で期限を迎え、国庫補助等の財源は現水準を維持できるか不透明な状況にあり、税金を含め歳入の確保については厳しさが増すものと思われる。

一方、生活保護費などの扶助費は大幅に増加し、再開発事業や市営住宅、教育関連施設の建て替え、新たな公共施設の整備など投資的経費に対する多額の財政需要が引き続き見込まれる。また平成 25 年度の中核市移行に伴い、新たな経営資源の投入も予定されている。

さらに市債についても年度末残高が増加しており、償還にかかる公債費は財政の圧迫要因となることが懸念される。

今後とも、健全な財政運営を行うため、歳入確保に対する取り組みをさらに

強化し、最小の経費で最大の効果を生む効率的な行政システムを確立するよう、一層の努力を促したい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望する。

1 歳入について

（1）収納率の向上について（納税課）

平成22年度市税の収納は経済環境が厳しいなか、収入済額403億1,108万円、収納率92.3%となっている。平成21年度と比較すると、収入済額が11億7,182万円増加し、収納率は0.6ポイント向上している。

これは、未収金対策として、納税催告センターの設置、滞納処分等の歳入確保に向けた取り組みの成果であると評価される。

今後とも継続的な徴収対策を推進し、なお一層、未収金の徴収に努められたい。

市 税 の 収 入 状 況

（単位：千円、％）

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現 度 年 分	平成22年度	40,306,935	39,400,897	13,771	917,400	97.8
	平成21年度	39,223,961	38,173,543	809	1,088,753	97.3
	比 較	1,082,974	1,227,354	12,962	△171,353	0.4
滞納繰越分	平成22年度	3,374,000	910,184	288,152	2,176,641	27.0
	平成21年度	3,442,547	965,713	170,093	2,307,460	28.1
	比 較	△68,547	△55,529	118,059	△130,819	△1.1
合 計	平成22年度	43,680,935	40,311,081	301,923	3,094,041	92.3
	平成21年度	42,666,508	39,139,256	170,902	3,396,213	91.7
	比 較	1,014,427	1,171,825	131,021	△302,172	0.6

（2）国民健康保険税の未収金について（国保長寿医療課）

平成22年度国民健康保険事業特別会計は、20億8,562万円の多額の赤字となっており、不足額は翌年度からの繰上充用で補っている。国民健康保険税の未収金は27億4,574万円で、その内訳は、現年度分6億5,448万円、滞納繰越分が20億9,125万円である。収納率は現年度分が90.7%と前年度と同じであるが、滞納繰越分は6.4%で対前年度比0.7ポイントの減、全体では67.0%と、対前年度比0.5ポイントの減となっている。

国民健康保険税の多額の未収金は、国民健康保険事業の運営に重大な影響を及ぼすものであり、平成21年度決算審査においても指摘をしたところであるが、改善が見られないことから、滞納整理をより強化するとともに、未収金縮減のための効果的な方策及び徴収体制の強化等を検討し、収納率の向上になお一層努められたい。

国 民 健 康 保 険 税 収 入 状 況

（単位：千円、％）

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現 年 度 分	平成22年度	6,874,060	6,237,476	0	654,486	90.7
	平成21年度	7,019,639	6,366,000	193	670,717	90.7
	比 較	△145,579	△128,524	△193	△16,231	0.1
滞 納 繰 越 分	平成22年度	2,689,718	171,742	427,524	2,091,258	6.4
	平成21年度	2,699,319	191,761	459,516	2,049,109	7.1
	比 較	△9,601	△20,019	△31,992	42,149	△0.7
合 計	平成22年度	9,563,778	6,409,218	427,524	2,745,744	67.0
	平成21年度	9,718,958	6,557,761	459,709	2,719,826	67.5
	比 較	△155,180	△148,543	△32,185	25,918	△0.5

2 歳出について

（1）市庁舎内の使用許可について（管財課）

市庁舎内の使用許可については、原則として那覇市公有財産規則により行政財産の目的外使用許可を受け、那覇市行政財産使用料条例で使用料を決め徴収している。光熱水費使用料については、実費徴収する場合と無償での使用がある。

市が光熱水費を負担する場合の明確な基準を定め、適切な財産管理に努められたい。

（2）電話回線一括請求サービス負担金等について（情報政策課）

電話回線一括請求サービスは、経費削減と支出事務の合理化を目的に平成22年4月から開始されたものであるが、本市、NTT 及びサービス事業者間の調整が不十分なままサービスが導入されたことにより歳入、歳出において不適切な事務処理が行われた。

歳入においては、福祉電話事業等利用者（以下「利用者」という。）が負担すべき通話料が那覇市へ誤請求され、利用者に対し通話料分（216件169,630円）の返還を求めることとなった。

歳出においては、サービス事業者において負担すべきマイライン登録料（635,040円うち利用者分214件、166,857円）が、本市及び利用者へ誤請求され返還金が発生した。サービス事業者は本市に対し利用者分も含めマイライン登録料負担分を納付し、本市は、事業者に代わって利用者へ返還することとなった。

今後、新しいサービスを導入するに当たっては、慎重に検討を行い適切な手続をとるよう注意されたい。

（3）那覇市地域振興基金の運用益金の処理について（企画調整課）

那覇市地域振興基金の運用益金（平成 22 年度充当額 139 万円）は、クリーン推進課のごみ収集委託事業（8 億 1 千万円）の経費の一部に充てているが、充当理由と那覇市地域振興基金条例第 1 条「本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図る事業の実施の推進」という基金の設置目的との関連が不明確である。運用益金の処理に当たっては基金の設置目的を効果的に達成できるよう現在の充当先事業の見直しも含め運用方法を検討されたい。

（4）協働によるまちづくり事業補助金等の推進について（まちづくり協働推進課）

協働によるまちづくり事業補助金は、自治会及び NPO 等の団体と那覇市が協働によるまちづくりの推進を図るため、環境美化（公園の管理等）、青少年健全育成、各種まちづくり活動等に対し補助金を交付する事業であるが、予算現額 166 万円に対する執行率が 63.6%と低い状況にある。

小学校区コミュニティモデル事業補助金は、小学校区において身近に地域の課題を協議し、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織に対して財政的支援を行うものであるが、予算現額 47 万円に対する執行率が 41.0%と低い状況にある。

これらの事業については、実現性のある事業計画に基づき、効果的に事業執行されるよう努められたい。

（5）公共施設遮熱化促進事業にかかる工事請負費について（博物館）

那覇市立壺屋焼物博物館にかかる遮熱化工事請負費の随意契約について、予算現額 332 万円に対し、予算残額が 156 万円（執行率 52.9%）となっている。

歳出予算に関しては、工事内容、使用資材等、執行予定金額の見積りを適切に行い、歳出予算の要求・執行管理に努められたい。

（6）要介護認定の法定期間内処理について（ちゃーがんじゅう課）

要介護認定については、介護保険法において原則として申請日から 30 日以内に処理することとなっている。平成 22 年度においては、申請から認定までに要した平均日数は 49.6 日となっており、法定期間内認定件数は 433 件で、全体の 3.7%に留まっている。組織体制や事務処理方法の見直し、外部委託の拡充等の対策を講じ、法定期間内での処理に努められたい。

（7）契約書の作成について（障がい福祉課）

平成 22 年度那覇市心身障がい者相談員設置事業及び那覇市障がい者ピアカウンセリング事業委託契約について、平成 22 年 4 月 1 日から業務履行の実績があるにもかかわらず、平成 22 年 12 月 28 日に契約がなされ、契約事務の長期の遅延が生じた。その結果、12 月 27 日までに契約相手方が行った行為については、契約書において追認している。

那覇市契約規則第 2 条においては、契約をしようとするときは、契約書を作成しなければならないとされている。契約事務にあたっては、那覇市契約規則を遵守し、適切な事務執行に注意されたい。

（8）生活保護費の適正化の取り組みについて（保護管理課）

平成 22 年度の生活保護適正実施推進事業において、医療扶助にかかるレセプト点検事業を強化し、1 億 8,630 万円の過誤調整による扶助費縮減が行われた。

また、就労支援事業で 161 件の就労実績があり、そのうち 19 件の生活自立に繋げ、生活保護廃止の結果となっている。

今後ともレセプト点検事業、就労支援事業等を推進し、生活保護の適正化や生活保護受給者の自立支援に努められたい。

（9）乳がん・子宮がん検診の受診率について（健康推進課）

乳がん・子宮がん検診は、広報の強化や無料クーポン券を導入するなどの受診率向上対策により、平成 22 年度の受診率が向上しているが、無料クーポン券による子宮がん検診で 17.1%、乳がん検診で 19.5%に留まっている。今後、がん検診の周知方法等の検証を行い、更なる受診率向上対策に努められたい。

（10）特定健康診査の受診率について（特定健診課）

特定健康診査は、生活習慣病有病者や予備群を減少させるため、また、そのことにより、那覇市国民健康保険の医療費の適正化を図ることを目的に実施されている。本市における受診率は、平成 19 年度の 18.5%から年々向上し、平成 22 年度は 35%と見込まれている。受診率対策が一定の成果を上げていることは評価できるが、国の目標値が 65%となっており、目標達成は厳しい状況である。

特定健康診査の受診率は、国民健康保険事業の財政運営にも大きな影響を与えることから、その対策が重要な課題となっている。今後も、受診率向上のため、広報活動の強化や、市民が受診しやすい環境を整備するなど、対策を強化されたい。

（11）母子家庭等職業自立支援事業について（子育て応援課）

母子家庭等職業自立支援事業（272 万円）は、就職が困難な母子家庭の母等の就職に関する相談・あっせん及び職業能力向上のための経験をつませることにより就業の促進を図ることを目的としており、那覇市母子寡婦福祉会へ委託して実施している。平成 22 年度の就職件数は 56 件で平成 21 年度に比べ 25 件増加しており、当該事業の目的である母子家庭の母等の就職が促進されている。今後とも引き続き母子家庭等の母等の就職による自立に向けた取組の強化に努められたい。

（12）沖縄都市モノレール株式会社への貸付金について（都市計画課）

沖縄都市モノレール株式会社への平成 22 年度貸付金については、モノレールインフラ外事業への貸し付け（1,340 万円）とモノレール建設に係る借入金償還のための貸し付け（3 億 5,898 万円）である。沖縄都市モノレール株式会社の経営状況は厳しい状況にあるので、経営健全化に向け、より一層働きかけを要望する。

(13) 道路維持管理事業の需用費（修繕料）について（道路管理課）

道路維持管理事業の修繕工事については、すべて那覇市契約規則第21条第1項（随意契約によることができる限度額等）に基づき随意契約により実施されている。工事個所には緊急を要さない箇所もあるとのことであり、それらについては時期的に可能であれば、いくつかの工事個所をまとめて競争入札に付して発注する等、効率的な予算執行に努められたい。

(14) 新消防緊急通信指令システム賃貸借について（消防本部）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約は、制限付一般競争入札により契約期間：平成23年3月1日から平成29年12月31日（82ヶ月）、契約金額3億1,168万円、落札率68.9%となっている。情報通信技術関連の業務委託等の契約方法については、高度な専門性、過去の実績等を理由に随意契約により処理するケースが多く見受けられる。その一方で、近年情報通信技術のシステム開発は急速に進んでおり、複数の開発業者が存在し競争入札が可能である場合は競争による契約が適切である。今回の入札による経費削減効果は大きく、今後とも競争入札による競争原理を確保することにより経費削減に努められたい。

(15) 善行青少年等の表彰事業について（総合青少年課）

善行青少年等の表彰事業（予算現額5万円、執行率82.6%）については、地域の偏り、各小中学校間の取り組み度合いの差等を検証して、事業の適切な実施に向けて取り組まれたい。

那覇市告示第126号

平成24年1月16日

平成23年（2011年）12月那覇市議会定例会で認定された平成22年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年 度 那 覇 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 還 付 未 済 額 と の 比 較
1 使用材料及び手数料		4,000	720	720	0	0	3,280
	1 小禄金城手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 真嘉比古島第一地区手数料	1,000	640	640	0	0	360
	3 壺川手数料	1,000	80	80	0	0	920
2 国庫支出金	4 小禄南手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
		451,704,320	451,704,320	362,777,615	0	88,926,705	88,926,705
3 財産収入	1 真嘉比古島第二国庫補助金	451,704,320	451,704,320	362,777,615	0	88,926,705	88,926,705
		142,000	219,526	219,526	0	0	△77,526
	1 壺川財産運用収入	9,000	27,552	27,552	0	0	△18,552
	2 小禄南財産運用収入	17,000	19,807	19,807	0	0	△2,807
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	116,000	135,599	135,599	0	0	△19,599
4 繰入金	4 小禄金城財産運用収入	0	226	226	0	0	△226
	5 真嘉比古島第一地区財産運用収入	0	36,342	36,342	0	0	△36,342
		1,639,988,000	1,573,090,000	1,573,088,000	0	2,000	66,900,000
	1 総務管理繰入金	1,188,000	1,188,000	1,188,000	0	0	0
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,420,539,000	1,353,639,000	1,353,639,000	0	0	66,900,000
5 繰越金	3 基金繰入金	8,261,000	8,263,000	8,261,000	0	2,000	0
	4 基金借入金	210,000,000	210,000,000	210,000,000	0	0	0
		237,384,364	237,384,364	237,384,364	0	0	0
	1 総務管理繰越金	0	0	0	0	0	0
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	0	0	0	0	0	0
	3 壺川繰越金	0	0	0	0	0	0

02- 1

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
6 諸収入	4	小禄金城繰越金	0	0	0	0	0	0	0
	5	小禄南繰越金	0	0	0	0	0	0	0
	6	真嘉比古島第二繰越金	237,384,364	237,384,364	237,384,364	0	0	0	0
			6,000	87,201	87,201	0	0	△81,201	
	1	総務管理雑入	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	2	真嘉比古島第二雑入	1,000	87,201	87,201	0	0	△86,201	
7 保留地処分金	3	小禄金城延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	4	真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	5	壺川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	6	小禄南延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0	1,000
			216,333,000	248,461,000	248,461,000	0	0	△32,128,000	
	1	真嘉比古島第二保留地処分金	216,333,000	248,461,000	248,461,000	0	0	△32,128,000	
8 清算徴収金			6,279,000	50,308,700	7,824,994	4,029,506	38,454,200	△1,545,994	
	1	小禄金城清算徴収金	0	0	0	0	0	0	0
	2	真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,265,000	42,124,526	3,825,597	4,029,506	34,269,423	△1,560,597	
	3	壺川清算徴収金	3,239,000	6,688,982	3,307,151	0	3,381,831	△68,151	
9 県支出金	4	小禄南清算徴収金	775,000	1,495,192	692,246	0	802,946	82,754	
			5,686,000	5,909,000	5,909,000	0	0	△223,000	
	1	県委託金	385,000	609,000	609,000	0	0	△224,000	
	2	県補助金	5,301,000	5,300,000	5,300,000	0	0	1,000	
歳 入		合 計	2,557,526,684	2,567,164,831	2,435,752,420	4,029,506	127,382,905	121,774,264	

歳 出		(単位：円)						
款	項	予 算	現 額	支 出	額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 土地区画整理総務費			1,571,000		1,334,854	0	236,146	236,146
	1 総務管理費		1,571,000		1,334,854	0	236,146	236,146
2 土地区画整理事業費		2,531,106,684		2,263,734,772		263,384,746	3,987,166	267,371,912
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	0	0	0	0	0	0	0
	2 壺川土地区画整理費	544,000		522,900		0	21,100	21,100
	3 小緑金城土地区画整理費	3,317,000		3,317,000		0	0	0
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,527,125,684		2,259,894,872		263,384,746	3,846,066	267,230,812
3 清算費	5 小緑南土地区画整理費	120,000		0		0	120,000	120,000
		3,047,000		3,040,069		0	6,931	6,931
	1 小緑金城清算費	2,000		0		0	2,000	2,000
	2 真嘉比古島第一地区清算費	2,267,000		2,265,069		0	1,931	1,931
4 基金積立金	3 壺川清算費	1,000		0		0	1,000	1,000
	4 小緑南清算費	777,000		775,000		0	2,000	2,000
		8,095,000		8,095,000		0	0	0
	1 壺川基金積立金	3,609,000		3,609,000		0	0	0
5 予備費	2 小緑南基金積立金	415,000		415,000		0	0	0
	3 小緑金城基金積立金	3,262,000		3,262,000		0	0	0
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	692,000		692,000		0	0	0
	5 真嘉比古島第二基金積立金	117,000		117,000		0	0	0
		180,000		0		0	180,000	180,000
6 繰上充用金	1 予備費	180,000		0		0	180,000	180,000
		13,527,000		13,526,853		0	147	147

02- 3

歳 出		予 算 現 額	支 出 支 額	出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
歳 出	1 繰上充用金	13,527,000		13,526,853	0	147	147
	合 計	2,557,526,684		2,289,731,548	263,384,746	4,410,390	267,795,136

(単位：円)

歳入歳出差引残額 146,020,872 円

平成 23年 9月 14日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,557,526,684 円
2	歳 入 総 額	2,435,752,420
3	歳 出 総 額	2,289,731,548
4	歳 入 歳 出 差 引 額	146,020,872
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		107,558,041
		(3) 事故繰越し繰越額
		0
	計	107,558,041
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		38,462,831
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 127 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	制 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	国民健康保険税		6,630,187,000	9,563,779,191	6,409,218,432 18,709,017	427,524,938	2,745,744,838		220,968,568
		1 国民健康保険税	6,630,187,000	9,563,779,191	6,409,218,432 18,709,017	427,524,938	2,745,744,838		220,968,568
2	使用料及び手数料		9,650,000	8,643,886	8,643,886	0	0		1,006,114
		1 手数料	9,650,000	8,643,886	8,643,886	0	0		1,006,114
3	国庫支出金		14,108,224,000	14,216,473,262	14,216,473,262	0	0		△108,249,262
		1 国庫負担金	8,715,853,000	8,721,246,557	8,721,246,557	0	0		△5,393,557
4	療養給付費等交付金		5,392,371,000	5,495,226,705	5,495,226,705	0	0		△102,855,705
		2 国庫補助金	872,569,000	1,044,604,444	1,044,604,444	0	0		△172,035,444
5	前期高齢者交付金		872,569,000	1,044,604,444	1,044,604,444	0	0		△172,035,444
		1 療養給付費等交付金	872,569,000	1,044,604,444	1,044,604,444	0	0		△172,035,444
6	県支出金		3,684,033,000	3,684,033,091	3,684,033,091	0	0		△91
		1 前期高齢者交付金	3,684,033,000	3,684,033,091	3,684,033,091	0	0		△91
7	共同事業交付金		1,856,278,000	1,951,999,545	1,951,999,545	0	0		△95,721,545
		1 県補助金	1,562,374,000	1,667,987,000	1,667,987,000	0	0		△105,613,000
8	財産収入		293,904,000	284,012,545	284,012,545	0	0		9,891,455
		2 県負担金	6,459,338,000	6,248,833,944	6,248,833,944	0	0		210,504,056
9	繰入金		6,459,338,000	6,248,833,944	6,248,833,944	0	0		210,504,056
		1 共同事業交付金	42,000	92,425	92,425	0	0		△50,425
10	繰越金		42,000	92,425	92,425	0	0		△50,425
		1 財産運用収入	3,653,691,000	3,603,746,274	3,603,746,274	0	0		49,944,726
11	繰入金		3,653,690,000	3,603,746,274	3,603,746,274	0	0		49,943,726
		1 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0		1,000
12	繰越金		0	0	0	0	0		0
		2 基金繰入金	0	0	0	0	0		0

05- 1

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	制 定 額	収 入 済 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 繰越金	0	0	0	0	0	0
11 諸収入			4,056,123,000	70,081,440	70,081,440	0	0	3,986,041,560
		1 延滞金加算金及び過料	3,655,000	2,990,355	2,990,355	0	0	664,645
		2 預金利子	11,000	7,178	7,178	0	0	3,822
		3 雑入	4,052,457,000	67,083,907	67,083,907	0	0	3,985,373,093
歳 入	合 計		41,330,135,000	40,392,287,502	37,237,726,743 18,709,017	427,524,938	2,745,744,838	4,092,408,257

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1	総務費		734,854,000	700,163,652	0	34,690,348		34,690,348
		1 総務管理費	551,881,000	530,772,969	0	21,108,031		21,108,031
		2 徴税費	107,743,000	100,209,085	0	7,533,915		7,533,915
		3 運営協議会費	652,000	303,250	0	348,750		348,750
		4 収納率向上特別対策事業費	38,404,000	34,956,898	0	3,447,102		3,447,102
		5 医療費適正化特別対策事業費	36,174,000	33,921,450	0	2,252,550		2,252,550
2	保険給付費		25,014,142,000	24,183,310,324	0	830,831,676		830,831,676
		1 療養諸費	21,503,818,000	20,912,524,049	0	591,293,951		591,293,951
		2 高額療養費	3,092,718,000	2,907,499,813	0	185,218,187		185,218,187
		3 移送費	2,000	0	0	2,000		2,000
		4 出産育児諸費	407,604,000	353,636,462	0	53,967,538		53,967,538
		5 葬祭諸費	10,000,000	9,650,000	0	350,000		350,000
3	後期高齢者支援金等		4,257,321,000	4,257,319,963	0	1,037		1,037
		1 後期高齢者支援金等	4,257,321,000	4,257,319,963	0	1,037		1,037
4	前期高齢者納付金等		7,406,000	7,404,751	0	1,249		1,249
		1 前期高齢者納付金等	7,406,000	7,404,751	0	1,249		1,249
5	老人保健拠出金		140,138,000	140,136,703	0	1,297		1,297
		1 老人保健拠出金	140,138,000	140,136,703	0	1,297		1,297
6	介護納付金		1,906,140,000	1,906,139,108	0	892		892
		1 介護納付金	1,906,140,000	1,906,139,108	0	892		892
7	共同事業拠出金		6,535,795,000	5,951,383,716	0	584,411,284		584,411,284
		1 共同事業拠出金	6,535,795,000	5,951,383,716	0	584,411,284		584,411,284

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8	保健事業費		298,624,000	271,197,219	0	27,426,781	27,426,781
		1 特定健康診査等事業費	224,629,000	207,370,499	0	17,258,501	17,258,501
		2 保健事業費	73,995,000	63,826,720	0	10,168,280	10,168,280
9	基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
		1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10	諸支出金		76,854,000	64,600,812	0	12,253,188	12,253,188
		1 償還金及び還付加算金	76,853,000	64,600,812	0	12,252,188	12,252,188
		2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
11	繰上充用金		1,841,694,000	1,841,693,367	0	633	633
		1 繰上充用金	1,841,694,000	1,841,693,367	0	633	633
12	予備費		517,166,000	0	0	517,166,000	517,166,000
		1 予備費	517,166,000	0	0	517,166,000	517,166,000
歳 出	合 計		41,330,135,000	39,323,349,615	0	2,006,785,385	2,006,785,385

歳入歳出差引不足額 2,085,622,872 円
このため翌年度歳入繰上充用金 2,085,622,872 円

平成 23 年 9 月 14 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	41,330,135,000 円
2	歳 入 総 額	37,237,726,743
3	歳 出 総 額	39,323,349,615
4	歳 入 歳 出 差 引 額	△2,085,622,872
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	2,085,622,872

那覇市告示第 128 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度 那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位：円)	
1	支払基金交付金		15,782,000	43,684,197	43,684,197	0	0	△27,902,197		
		1	支払基金交付金	15,782,000	43,684,197	43,684,197	0	0	△27,902,197	
2	繰入金		170,772,000	121,804,662	121,804,662	0	0	48,967,338		
		1	一般会計繰入金	170,772,000	121,804,662	121,804,662	0	0	48,967,338	
3	繰越金		24,392,000	24,392,238	24,392,238	0	0	△238		
		1	繰越金	24,392,000	24,392,238	24,392,238	0	0	△238	
4	諸収入		815,000	5,307,781	5,193,085	114,696	0	△4,378,085		
		1	延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	2,000	
		2	預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
		3	雑入	812,000	5,307,781	5,193,085	114,696	0	△4,381,085	
5	国庫支出金		10,881,000	10,880,751	10,880,751	0	0	249		
		1	国庫負担金	10,881,000	10,880,751	10,880,751	0	0	249	
6	県支出金		1,668,000	1,667,627	1,667,627	0	0	373		
		1	県負担金	1,668,000	1,667,627	1,667,627	0	0	373	
歳 入		合 計	224,310,000	207,737,256	207,622,560	114,696	0	16,687,440		

歳 出		予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 医 療 諸 費		171,583,000	154,899,747	0	16,683,253	16,683,253
	1 医 療 諸 費	171,583,000	154,899,747	0	16,683,253	16,683,253
2 諸 支 出 金		52,727,000	52,722,813	0	4,187	4,187
	1 債 還 金	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 繰 出 金	52,723,000	52,722,813	0	187	187
歳 出	合 計	224,310,000	207,622,560	0	16,687,440	16,687,440

歳入歳出差引残額 0 円

平成 23 年 9 月 14 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 老人保健特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	224,310,000 円
2	歳 入 総 額	207,622,560
3	歳 出 総 額	207,622,560
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 129 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位：円)
1 国庫支出金			1,299,308,000		1,299,308,000		0	0	0	0
		1 国庫補助金	1,299,308,000		1,299,308,000		0	0	0	0
2 繰入金			134,445,000		134,445,000		0	0	0	0
		1 一般会計繰入金	134,445,000		134,445,000		0	0	0	0
3 繰越金			8,313,000		8,312,480		0	0	0	520
		1 繰越金	1,963,000		1,962,480		0	0	0	520
		2 牧志・安里地区繰越金	6,350,000		6,350,000		0	0	0	0
4 諸収入			11,000		9,929		0	0	0	1,071
		1 雑入	11,000		9,929		0	0	0	1,071
5 市債			457,300,000		456,300,000		0	0	0	1,000,000
		1 市債	457,300,000		456,300,000		0	0	0	1,000,000
歳 入	合 計		1,899,377,000		1,898,375,409		0	0	0	1,001,591

(単位: 円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費			1,866,422,000	1,864,909,659	0	1,512,341	1,512,341
	1	都市再開発事業費	1,866,422,000	1,864,909,659	0	1,512,341	1,512,341
2 公債費			32,955,000	32,903,689	0	51,311	51,311
	1	公債費	32,955,000	32,903,689	0	51,311	51,311
歳 出	合 計		1,899,377,000	1,897,813,348	0	1,563,652	1,563,652

歳入歳出差引残額

562,061 円

平成 23 年 9 月 14 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（市街地再開発事業特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	1,899,377,000 円
2	歳 入 総 額	1,898,375,409
3	歳 出 総 額	1,897,813,348
4	歳 入 歳 出 差 引 額	562,061
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	562,061
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 130 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 介護保険料			2,850,482,000	3,225,421,960	2,922,303,943 6,664,032	67,437,718	242,344,331	△71,821,943
		1 介護保険料	2,850,482,000	3,225,421,960	2,922,303,943 6,664,032	67,437,718	242,344,331	△71,821,943
2 使用料及び手数料			856,000	1,146,000	1,146,000	0	0	△290,000
		1 手数料	856,000	1,146,000	1,146,000	0	0	△290,000
3 国庫支出金			4,322,586,000	4,169,200,481	4,162,116,481	0	7,084,000	160,469,519
		1 国庫負担金	3,078,240,000	2,931,643,000	2,931,643,000	0	0	146,597,000
4 支払基金交付金		2 国庫補助金	1,244,346,000	1,237,557,481	1,230,473,481	0	7,084,000	13,872,519
		1 支払基金交付金	5,130,403,000	5,005,857,521	5,005,857,521	0	0	124,545,479
5 県支出金			5,130,403,000	5,005,857,521	5,005,857,521	0	0	124,545,479
		1 県負担金	2,604,023,000	2,523,235,882	2,484,235,882	0	39,000,000	119,787,118
		2 財政安定化基金支出金	2,434,191,000	2,385,199,142	2,385,199,142	0	0	48,991,858
		3 県補助金	1,000	0	0	0	0	1,000
6 財産収入			169,831,000	138,036,740	99,036,740	0	39,000,000	70,794,260
		1 財産運用収入	2,835,000	3,324,199	3,324,199	0	0	△489,199
7 繰入金			2,835,000	3,324,199	3,324,199	0	0	△489,199
		1 他会計繰入金	3,070,766,000	3,070,762,532	3,070,762,532	0	0	3,468
8 繰越金		2 基金繰入金	2,675,390,000	2,675,386,715	2,675,386,715	0	0	3,285
		1 繰越金	395,376,000	395,375,817	395,375,817	0	0	183
9 諸収入			92,720,000	92,719,418	92,719,418	0	0	582
		1 延滞金、加算金及び過料	2,598,000	4,506,323	4,284,833	0	221,490	△1,686,833
			2,000	1,237,300	1,237,300	0	0	△1,235,300

10- 1

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		2 雑入	2,596,000	3,269,023	3,047,533	0	221,490	△451,533
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入			124,492,000	124,798,520	124,798,520	0	0	△306,520
		1 サービス収入	124,492,000	124,798,520	124,798,520	0	0	△306,520
歳 入		合 計	18,201,762,000	18,220,972,836	17,871,549,329 6,664,032	67,437,718	288,649,821	330,212,671

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			597,645,000	500,518,447	43,762,000	53,364,553	97,126,553
		1 総務管理費	357,630,000	272,063,111	43,762,000	41,804,889	85,566,889
		2 徴収費	27,547,000	25,776,092	0	1,770,908	1,770,908
2 保健給付費		3 介護認定審査会費	212,468,000	202,679,244	0	9,788,756	9,788,756
			16,866,071,000	16,397,189,392	0	468,881,608	468,881,608
		1 介護サービス等諸費	15,572,842,000	15,123,067,710	0	449,774,290	449,774,290
3 財政安定化基金拠出金		2 介護予防サービス等諸費	1,270,288,000	1,251,429,127	0	18,858,873	18,858,873
		3 その他諸費	22,941,000	22,692,555	0	248,445	248,445
			1,000	0	0	1,000	1,000
4 基金積立金		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
			142,407,000	142,406,698	0	302	302
		1 基金積立金	142,407,000	142,406,698	0	302	302
5 地域支援事業費			547,261,000	527,561,193	0	19,699,807	19,699,807
		1 介護予防事業費	169,030,000	159,462,022	0	9,567,978	9,567,978
		2 包括的支援事業・任意事業費	378,231,000	368,099,171	0	10,131,829	10,131,829
6 諸支出金			48,377,000	48,076,282	0	300,718	300,718
		1 償還金及び還付加算金	22,669,000	22,368,462	0	300,538	300,538
		2 繰出金	25,708,000	25,707,820	0	180	180
歳 出		合 計	18,201,762,000	17,615,752,012	43,762,000	542,247,988	586,009,988

歳入歳出差引残額

255,797,317 円

平成 23 年 9 月 14 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	18,201,762,000 円
2	歳 入 総 額	17,871,549,329
3	歳 出 総 額	17,615,752,012
4	歳 入 歳 出 差 引 額	255,797,317
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	255,797,317
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 131 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	後期高齢者医療保険料		1,961,112,000	1,921,525,977	1,855,645,496 9,110,738	15,336,490	59,654,729		105,466,504
		1 後期高齢者医療保険料	1,961,112,000	1,921,525,977	1,855,645,496 9,110,738	15,336,490	59,654,729		105,466,504
2	使用料及び手数料		201,000	313,200	313,200	0	0		△112,200
		1 手数料	201,000	313,200	313,200	0	0		△112,200
3	繰入金		527,046,000	526,958,180	526,958,180	0	0		87,820
		1 一般会計繰入金	527,046,000	526,958,180	526,958,180	0	0		87,820
4	繰越金		6,625,000	6,624,717	6,624,717	0	0		283
		1 繰越金	6,625,000	6,624,717	6,624,717	0	0		283
5	諸収入		5,794,000	3,816,873	3,816,873	0	0		1,977,127
		1 延滞金、加算金及び過料	501,000	233,200	233,200	0	0		267,800
		2 償還金及び還付加算金	5,256,000	3,534,408	3,534,408	0	0		1,721,592
		3 預金利子	1,000	0	0	0	0		1,000
歳 入	合 計	4 雑入	36,000	49,265	49,265	0	0		△13,265
			2,500,778,000	2,459,238,947	2,393,358,466 9,110,738	15,336,490	59,654,729		107,419,534

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 総務費			26,877,000	25,072,335	0	1,804,665	1,804,665
	1 総務管理費		13,979,000	13,908,604	0	70,396	70,396
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2 徴収費		12,898,000	11,163,731	0	1,734,269	1,734,269
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		2,467,022,000	2,344,229,465	0	122,792,535	122,792,535
3 諸支出金			2,467,022,000	2,344,229,465	0	122,792,535	122,792,535
	1 償還金及び選付加算金		6,879,000	5,228,329	0	1,650,671	1,650,671
	2 繰出金		5,248,000	3,597,904	0	1,650,096	1,650,096
			1,631,000	1,630,425	0	575	575
歳 出	合 計		2,500,778,000	2,374,530,129	0	126,247,871	126,247,871

歳入歳出差引残額
18,828,337 円

平成 23 年 9 月 14 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,500,778,000 円
2	歳 入 総 額	2,393,358,466
3	歳 出 総 額	2,374,530,129
4	歳 入 歳 出 差 引 額	18,828,337
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		0
		(3) 事故繰越し繰越額
		0
		計
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		18,828,337
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 132 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年 度 那 覇 市 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

		予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 諸収入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
	歳 入	1 貸付金元利収入	48,221,000	48,220,296	48,220,296	0	0
		合 計	48,221,000	48,220,296	48,220,296	0	0
			48,221,000	48,220,296	48,220,296	0	0
			48,221,000	48,220,296	48,220,296	0	0

(単位:円)

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 公債費			48,221,000	48,220,296	0	704	704
		1 公債費	48,221,000	48,220,296	0	704	704
歳 出 合 計			48,221,000	48,220,296	0	704	704

歳入歳出差引残額 0 円

平成 23 年 9 月 14 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	48,221,000 円
2	歳 入 総 額	48,220,296
3	歳 出 総 額	48,220,296
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		0
		(3) 事故繰越し繰越額
		0
		計
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		0
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 133 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年 12 月那覇市議会定例会で認定された平成 22 年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平 成 2 2 年 度 那 覇 市 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に依る 財源充当額	合 計		
第1 款 水道事業収益	8,430,187,000	23,330,000	0	8,453,517,000	△ 18,749,856	円
第1 項 営業収益	8,230,531,000	△ 37,634,000	0	8,192,897,000	△ 30,908,194	うち仮受消費税及び地方消費税 379,273,098)
第2 項 営業外収益	159,658,000	60,546,000	0	220,204,000	12,117,358	2,885,522)
第3 項 特別利益	39,998,000	418,000	0	40,416,000	40,980	21,853)

支 出

区 分	予 算 額						決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計			
第1 款 水道事業費用	7,708,733,000	△ 109,574,000	0	0	0	7,599,159,000	7,512,557,180	0	86,601,820	円
第1 項 営業費用	7,408,692,000	△ 118,584,000	0	0	0	7,290,108,000	7,226,342,437	0	63,765,563	うち仮払消費税及び地方消費税 238,802,541)
第2 項 営業外費用	265,965,000	8,610,000	1,500,000	0	0	276,075,000	275,072,194	0	1,002,806	※
第3 項 特別損失	14,076,000	400,000	0	0	0	14,476,000	11,142,549	0	3,333,451	うち仮払消費税及び地方消費税 388,852)
第4 項 予備費	20,000,000	0	△ 1,500,000	0	0	18,500,000	0	0	18,500,000	円

※ 営業外費用のうち仮払消費税及び地方消費税51,975円
消費税及び地方消費税納税額100,797,600円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に際する財源充 当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1 款 資本的収入	295,466,000	0	295,466,000	0	0	295,466,000	1,175,869	
第1 項 補助金	260,000,000	0	260,000,000	0	0	260,000,000	0	
第2 項 出資金	8,232,000	0	8,232,000	0	0	8,232,000	1,175,000	
第3 項 固定資産 売却代金	15,001,000	0	15,001,000	0	0	15,001,000	1,269	(うち仮受消費税及び地方消費税 348,571)
第4 項 その他資 本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	△ 1,000	
第5 項 他会計貸 付金償還 金	12,232,000	0	12,232,000	0	0	12,232,000	600	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備 費 支出 額	流用 増減 額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計	不用額	
第1 款 資本的支出	1,433,556,000	△ 69,570,000	0	0	1,363,986,000	44,500,000	0	1,388,823,905	19,662,095	
建設 改良費	1,074,620,000	△ 84,259,000	0	0	990,361,000	44,500,000	0	1,020,202,454	14,658,546	(うち仮払消費税及び 地方消費税 43,081,151)
第1 項 企業債 償還金	353,935,000	△ 991,000	0	0	352,944,000	0	0	352,940,475	3,525	
第2 項 その他資 本的支出	1,000	15,680,000	0	0	15,681,000	0	0	15,680,976	24	
第3 項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,092,182,036円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,742,580円、減債積立金 352,940,475円及び過年度分損益勘定留保資金 696,498,981円
で補てんした。

平成22年度那覇市水道事業損益計算書

(平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31日まで)

(単位：円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	7,485,470,980		
(2) その他営業収益	<u>297,244,728</u>	7,782,715,708	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	4,418,594,917		
(2) 給 水 費	489,545,354		
(3) 漏 水 防 止 費	58,356,820		
(4) 業 務 費	330,115,184		
(5) 総 係 費	641,546,488		
(6) 減 価 償 却 費	1,046,128,477		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>5,252,656</u>	<u>6,989,539,896</u>	
営 業 利 益			793,175,812
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	35,094,703		
(2) 補 償 金	104,412,000		
(3) 土 地 物 件 収 益	66,081,123		
(4) 雑 収 益	11,792,123		
(5) 他 会 計 負 担 金	<u>12,056,000</u>	229,435,949	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	173,162,885		
(2) 雑 支 出	<u>1,059,734</u>	<u>174,222,619</u>	<u>55,213,330</u>
経 常 利 益			848,389,142
5 特 別 利 益			
(1) 固定資産売却益	39,997,731		
(2) 過年度損益修正益	<u>437,396</u>	40,435,127	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>7,454,000</u>	<u>10,775,697</u>	
			<u>29,659,430</u>
当 年 度 純 利 益			878,048,572
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>878,048,572</u></u>

平成22年度那覇市水道事業剰余金計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位: 円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1	前年度末残高	422,079,591	
2	前年度繰入額	742,345,345	
3	当年度処分額	<u>352,940,475</u>	
4	当年度末残高		<u>811,484,461</u>
	積立金合計		<u><u>811,484,461</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1)	前年度未処分利益剰余金		742,345,345
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減 債 積 立 金	<u>742,345,345</u>	<u>742,345,345</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		0
(3)	当年度純利益		<u>878,048,572</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>878,048,572</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	593,111,428	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	32,355,589	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		625,467,017

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	14,718,354,552	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	244,319,024	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		14,962,673,576

III 寄 附 金

1	前 年 度 末 残 高	70,000,000	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		70,000,000

IV 工 事 負 担 金

1	前 年 度 末 残 高	1,804,535,921	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		1,804,535,921

V 補 償 金

1	前 年 度 末 残 高	166,663,131	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>166,663,131</u>

翌年度繰越資本剰余金

17,629,339,645

(注) 国庫補助金返還金

15,680,976円

平成22年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

1	当年度未処分利益剰余金		878,048,572
2	利益剰余金処分額		
	(1) 減債積立金	<u>878,048,572</u>	<u>878,048,572</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>0</u></u>

平成22年度那覇市水道事業貸借対照表

(平成23年3月31日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有形固定資産		(1) 引 当 金	
イ 土 地	1,070,849,302	イ 退職給与引当金	270,889,782
ロ 建 物	2,244,843,504	ロ 修繕引当金	809,783,000
ハ 構 築 物	534,132,750	固定負債合計	1,080,672,782
ニ 減価償却累計額	36,349,883,063	4 流 動 負 債	
ホ 機械及び装置	13,425,843,091	(1) 未 払 金	781,803,572
ヘ 減価償却累計額	2,381,227,954	(2) 前 受 金	40,000
ホ 車両運搬具	2,381,227,954	(3) 預 り 金	117,970,896
ヘ 減価償却累計額	933,924,843	流動負債合計	909,614,288
ト 建設仮勘定	28,885,787	負債合計	1,990,287,050
有形固定資産合計	17,860,634	5 資 本 金	
(2) 無形固定資産	413,862,023	(1) 自 己 資 本 金	
イ 電 話 加 入 権	270,962,907	(2) 借 入 資 本 金	9,015,580,799
無形固定資産合計	70,484,333	イ 企 業 債	
(3) 投 資	27,377,511,751	借入資本金合計	4,566,754,855
イ 長期貸付金	813,300	資本金合計	4,566,754,855
ロ その他投資	73,395,600	6 剰 余 金	
投資合計	2,405,000	(1) 資 本 剰 余 金	
固定資産合計	75,800,600	イ 受贈財産評価額	625,467,017
2 流 動 資 産		ロ 国庫(県)補助金	14,962,673,576
(1) 現金預金	5,909,287,171	ハ 寄 附 金	70,000,000
(2) 未 収 金	1,468,483,264	ニ 工 事 負 担 金	1,804,535,921
(3) 貯 蔵 品	59,479,296	ホ 補 償 金	166,663,131
流動資産合計	7,437,269,731	資本剰余金合計	17,629,339,645
資産合計	83,237,810,382	(2) 利 益 剰 余 金	
		イ 減 債 積 立 金	811,484,481
		ロ 当年度未処分利益剰余金	878,048,572
		利益剰余金合計	1,689,533,033
		剰余金合計	18,318,872,678
		資本合計	32,901,208,332
		負債資本合計	34,891,495,382
		(注) 退職給与引当金計上額	76,747,689円
		(注) 修繕引当金計上額	7,672,665円
		(注) 国庫補助金返還金	15,680,976円

平成 22 年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第 6 むすび

業務量については、給水人口 31 万 5,760 人、給水戸数 14 万 9,365 戸で前年度に比べ 742 人(0.2%)、850 戸(0.6%)それぞれ増加しているが、年間総配水量は 3,832 万 7,506 m³で前年度に比べ 15 万 8,210 m³(0.4%)減少し、減少傾向にある。一方、年間有収水量は減少傾向が続いていたが本年度は 3,715 万 2,167 m³で前年度に比べ 15 万 9,897 m³(0.4%)増加している。これは、前年度に異常渇水があり節水を市民に対し強く呼びかけたことから水需要が大きく落ち込んだのに対し、本年度は安定的に水が供給されたこと及び全国高校総合体育大会(美ら島沖縄総体 2010)の影響等もあり宿泊施設や飲食店等の水需要が増加したことによるものである。また、有収率は 96.93%で前年度に比べ 0.81 ポイント増加し、引き続き高水準を維持している。これは、鉛給水管取替事業(事業期間 平成 14～22 年度)の完了及び管路更新事業、漏水調査等の実施による漏水防止対策が着実に推進されたことによるものである。

損益収支については、総事業収益が 80 億 5,258 万円で前年度に比べ 9,407 万円(1.2%)増加している。これは給水収益の増加、営業外収益の補償金、受取利息等が増加したことによるものである。総事業費用は、71 億 7,453 万円で前年度に比べ 4,163 万円(0.6%)減少している。これは修繕費、減価償却費が増加したものの、委託料、受水費、資産減耗費等が減少したことによるものである。この結果、当年度純利益は、8億 7,804 万円で前年度と比較して 1億 3,570 万円(18.3%)の増加となっている。

財務比率については、前年度に比べ固定比率が 4.6 ポイント減少し 96.9%で自己資本の範囲内で固定設備が調達されている。流動比率や当座比率(酸性試験比率)は高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たり給水人口 28 人、有収水量 3,828 m³、営業収益 53 万円それぞれ増加し、経営の効率化が図られている。

今後も市民の節水意識の定着、節水機器の普及及び企業における省資源化の取り組み等により水需要の大幅な伸びは期待できないものと考えられることから、更なる経営の合理化に努めるとともに、公共の福祉を増進するよう望むものである。

那覇市告示第 134 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平 成 2 2 年 度 那 覇 市 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	円	円	円	円	円	円	円
	3,904,048,000	△ 44,006,000	0	3,860,042,000	3,873,228,767	13,186,767	
第1項 営業収益	3,412,920,000	△ 6,991,000	0	3,405,929,000	3,410,442,355	4,513,355 (うち仮受消費税及び地方消費税)	162,125,776)
第2項 営業外収益	491,127,000	△ 39,249,000	0	451,878,000	457,568,043	5,690,043 ("	1,553,801)
第3項 特別利益	1,000	2,234,000	0	2,235,000	5,218,369	2,983,369 ("	248,482)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,879,019,000	△ 98,363,000	0	0	0	3,780,656,000	3,780,656,000	3,755,198,802	0	25,457,198	
第1項 営業費用	3,225,917,000	△ 62,209,000	0	△ 17,448,000	0	3,146,260,000	3,146,260,000	3,137,530,170	0	8,729,830	96,712,743) (うち仮払消費税及び地方消費税)
第2項 営業外費用	627,465,000	△ 37,011,000	139,000	17,448,000	0	608,041,000	608,041,000	607,914,968	0	126,032	53,971,200) (うち消費税及び地方消費税納税額)
第3項 特別損失	5,637,000	857,000	5,383,000	0	0	11,877,000	11,877,000	9,753,664	0	2,123,336	206,212) (うち仮払消費税及び地方消費税)
第4項 予備費	20,000,000	0	△ 5,522,000	0	0	14,478,000	14,478,000	0	0	14,478,000	

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る財 源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	1,750,903,000	839,546,000	2,590,449,000	113,289,256	0	2,703,738,256	2,424,690,181 △ 279,048,075	円
第1項 企業債	482,400,000	818,900,000	1,301,300,000	50,500,000	0	1,351,800,000	1,227,100,000 △ 124,700,000	
第2項 補助金	516,000,000	0	516,000,000	62,789,256	0	578,789,256	423,016,236 △ 155,773,020	翌年度繰越財源充当額 50,863,680
第3項 出資金	749,921,000	20,646,000	770,567,000	0	0	770,567,000	771,101,275 534,275	13,757,800
第4項 その他 資本収入	2,582,000	0	2,582,000	0	0	2,582,000	3,472,670 890,670	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増 減額	小 計		地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合計	
第1款 資本的支出	2,385,958,000	1,041,698,000	0	0	3,427,656,000	3,192,460,488	140,254,260	0	344,394,500	円
第1項 建設改良費	1,238,248,000	187,070,000	0	0	1,425,318,000	1,196,537,491	140,254,260	0	344,394,500	31,055,272
第2項 企業債償還金	1,125,477,000	854,523,000	0	0	1,980,000,000	1,979,999,102	0	0	0	24,640,269 (うち仮払消費税及び 地方消費税 49,115,633)
第3項 他会計借入金 償還金	12,233,000	0	0	0	12,233,000	12,232,600	0	0	0	898
第4項 投 資	5,000,000	0	0	0	5,000,000	3,587,000	0	0	0	400
第5項 その他 資本的支出	0	105,000	0	0	105,000	104,295	0	0	0	1,413,000
第6項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	705
										5,000,000

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額64,621,480円を除く。)が資本的支出額に不足する額832,391,787円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,689,271円、繰越工事資金26,965,004円、減債積立金73,527,006円及び過年度分損益勘定留保資金18,210,506円で補てんした。

平成22年度那覇市下水道事業損益計算書

(平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31日まで)

(単位 : 円)

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	3,247,108,779		
(2) その他営業収益	<u>1,207,800</u>	3,248,316,579	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	282,062,892		
(2) ポ ン プ 場 費	32,476,647		
(3) 排 水 設 備 費	82,447,637		
(4) 業 務 費	1,819,930,702		
(5) 総 係 費	187,880,526		
(6) 減 価 償 却 費	634,133,695		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>1,885,328</u>	<u>3,040,817,427</u>	
営 業 利 益			207,499,152
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	1,745,655		
(2) 他 会 計 補 助 金	408,017,831		
(3) 補 償 金	7,626,500		
(4) 雑 収 益	33,086,307		
(5) 他 会 計 負 担 金	<u>5,538,000</u>	456,014,293	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	553,943,768		
(2) 雑 支 出	<u>651,418</u>	<u>554,595,186</u>	<u>△ 98,580,893</u>
経 常 利 益			108,918,259
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>4,969,887</u>	4,969,887	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	4,124,435		
(2) その他特別損失	<u>5,423,017</u>	<u>9,547,452</u>	<u>△ 4,577,565</u>
当 年 度 純 利 益			104,340,694
前年度繰越利益剰余金			<u>56,592,200</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>160,932,894</u></u>

平成22年度那覇市下水道事業剰余金計算書

(平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで)

(単位 : 円)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減 債 積 立 金

1	前 年 度 末 残 高	0	
2	前 年 度 繰 入 額	73,527,006	
3	当 年 度 処 分 額	<u>73,527,006</u>	
4	当 年 度 末 残 高		<u>0</u>
	積 立 金 合 計		<u><u>0</u></u>

II 未処分利益剰余金

(1)	前年度未処分利益剰余金		130,119,206
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減 債 積 立 金	<u>73,527,006</u>	<u>73,527,006</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		56,592,200
(3)	当 年 度 純 利 益		<u>104,340,694</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>160,932,894</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受 贈 財 産 評 価 額

1	前 年 度 末 残 高	262,107,537	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	33,331,443	
4	当 年 度 処 分 額	<u>0</u>	
5	当 年 度 末 残 高		295,438,980

II 国 庫 (県) 補 助 金

1	前 年 度 末 残 高	21,749,164,926	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	296,494,243	
4	当 年 度 処 分 額	<u>4,314,208</u>	
5	当 年 度 末 残 高		<u>22,041,344,961</u>

翌年度繰越資本剰余金

22,336,783,941

平成22年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 : 円)

1	当年度末処分利益剰余金	160,932,894
2	利 益 剰 余 金 処 分 額	
	(1) 減 債 積 立 金	<u>61,809,294</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>99,123,600</u>

平成22年度那覇市下水道事業貸借対照表

(平成23年3月31日)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債 金	
(1) 有形固定資産		(1) 引当金	151,828,431
イ 土 地	310,843,638	イ 退職給与引当金	272,017,000
ロ 建 物	113,430,873	ロ 固定負債合計	423,845,431
減価償却累計額	8,805,785		
ハ 構 築 物	37,182,188,521	4 流 動 負 債	
減価償却累計額	2,354,880,765	(1) 未 払 金	476,871,807
ニ 機 械 及 び 装 置	471,035,843	(2) 預 り 金	12,844,830
減価償却累計額	88,182,485	流動負債合計	489,816,637
ホ 車 両 運 搬 具	2,878,784	負 債 合 計	913,882,068
減価償却累計額	2,082,370		
ヘ 工 具、器具及び備品	40,804,702	5 資 本 金	
減価償却累計額	23,081,828	(1) 自 己 資 本 金	8,582,117,006
ト 建 設 仮 勘 定	17,842,774	(2) 借 入 資 本 金	
有形固定資産合計	480,885,518	イ 企 業 債	12,858,800,644
(2) 無形固定資産	38,123,045,748	ロ 他会計借入金	73,385,800
イ 施設利用権		借入資金合計	13,032,886,244
無形固定資産合計	4,863,152,718	資本金合計	18,595,113,250
(3) 投 資		6 剰 余 金	
イ 長期貸付金	8,877,574	(1) 資 本 剰 余 金	285,438,980
ロ その他投資	4,147,000	イ 受贈財産評価額	22,041,344,981
投資合計	13,024,574	ロ 国庫(県)補助金	22,336,783,941
固定資産合計	41,088,223,038	資本剰余金合計	
		(2) 利 益 剰 余 金	0
2 流 動 資 産		イ 減 価 積 立 金	180,882,894
(1) 現 金 預 金	864,049,585	ロ 当年度未処分利益剰余金	
(2) 未 収 金	958,446,750	利益剰余金合計	22,487,718,835
(3) 前 払 金	84,772,800	剰 余 金 合 計	42,082,830,085
流動資産合計	1,807,269,115	資 本 合 計	43,006,482,153
資 産 合 計	43,006,482,153	負 債 資 本 合 計	

(注) 退職給与引当金計上額 34,737,000円
(注) 修繕引当金計上額 38,714,088円
(注) 国庫補助金取崩額 4,208,813円
(注) 国庫補助金返還金 104,286円

平成 22 年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第 6 むすび

業務量については、使用戸数 13 万 6,635 戸、年間総排水量は 3,456 万 1,003 m³及び年間有収水量は 3,456 万 914 m³で、有収率は 99.9%となっている。

経営成績をみると当年度純利益が 1 億 434 万円で黒字基調を堅持しており、昨年度と比べると 4,476 万円増加している。これは主に昨年度と比べ、総収益において、営業収益 4,215 万円、特別利益 424 万円増加したこと、また、総費用において、営業費用 47 万円、営業外費用 1,811 万円、特別損失 77 万円減少したことが要因である。財務分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総資本利益率、総収支比率、営業収支比率のいずれも前年度比がプラスに転じ、収益性の増加傾向があり改善がみられるところである。

一方、企業の安定性の面をみると自己資本構成比率、固定負債構成比率、流動性比率のいずれも企業の健全性及び企業の支払能力の向上を示す数値となっている。

また、労働生産性の推移をみると、昨年度に比べ職員一人当たりの有収水量及び営業収益ともに増加している。

また下水道使用料の誤徴収問題については、上下水道局内に那覇市下水道使用料誤徴収問題検討委員会を設置し、原因究明や誤徴収等の防止策について取り組まれている。

同委員会における誤徴収・徴収漏れの原因の検証、改善計画の策定等を踏まえ、水道事業、下水道事業における料金等のデータ入力の前審査体制の強化、給水工事、排水設備工事共通の検査体制の整備を行うなど、再発防止に向けた業務改善が見られ評価できるものである。

なお、今後とも下水道事業の運営にあたっては、企業の黒字基調や財務体質の安定性はあるものの将来に向けて収益性を低下させる要因に留意し、健全経営を維持するための経費縮減、経営改善等に努力され、公共の福祉の増進と市民サービス向上に努めるよう望むものである。

那覇市告示第 135 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成 23 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,282 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,053,094 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,123,821	千円 136,282	千円 1,260,103
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,121,036	136,282	1,257,318
歳 入 合 計		1,916,812	136,282	2,053,094

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		1,880,535	136,282	2,016,817
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1,878,273	136,282	2,014,555
歳 出 合 計		1,916,812	136,282	2,053,094

那覇市告示第 136 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 721,269 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,556,445 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		14,062,205	351,261	14,413,466
	1 国庫負担金	8,746,110	38,064	8,984,174
	2 国庫補助金	5,316,095	113,197	5,429,292
4 療養給付費等交付金		1,450,220	120,166	1,570,386
	1 療養給付費等交付金	1,450,220	120,166	1,570,386
5 前期高齢者交付金		3,537,090	△17,242	3,519,848
	1 前期高齢者交付金	3,537,090	△17,242	3,519,848
6 県支出金		1,940,634	43,469	1,984,103
	1 県補助金	1,552,219	41,832	,594,051
	2 県負担金	388,415	1,637	390,052
9 繰入金		3,437,396	43,928	3,481,324
	1 他会計繰入金	3,437,395	43,928	3,481,323
11 諸収入		4,068,356	179,687	4,248,043
	3 雑入	4,064,700	179,687	4,244,387
歳 入 合 計		41,835,176	721,269	42,556,445

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 703,174	千円 △1,059	千円 702,115
	1 総務管理費	515,789	△1,059	514,730
2 保険給付費		24,420,378	697,792	25,118,170
	1 療養諸費	21,040,450	500,592	21,541,042
	2 高額療養費	3,075,779	140,051	3,215,830
	4 出産育児諸費	294,147	57,149	351,296
3 後期高齢者 支援金等		4,593,587	8,052	4,601,639
	1 後期高齢者支援金 等	4,593,587	8,052	4,061,639
4 前期高齢者 納付金等		13,341	310	13,651
	1 前期高齢者納付金 等	13,341	310	13,651
5 老人保健拠 出金		28,492	△5,574	22,918
	1 老人保健拠出金	28,492	△5,574	22,918
6 介護納付金		2,086,914	△3,574	2,083,340
	1 介護納付金	2,086,914	△3,574	2,083,340
8 保健事業費		313,107	0	313,107
	1 特定健康診査等事 業費	238,792	0	238,792
10 諸支出金		88,495	25,322	113,817
	1 償還金及び還付加 算金	37,791	25,322	63,113
歳 出 合 計		41,835,176	721,269	42,556,445

那覇市告示第 137 号

平成 24 年 1 月 16 日

平成 23 年（2011 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成 23 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15,613 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,440,844 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 3,004,456	千円 15,613	千円 3,020,069
		2,680,807	15,613	2,696,420
歳 入 合 計		18,425,231	15,613	18,440,844

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 691,549	千円 15,613	千円 707,162
	1 総務管理費	452,016	△4,309	447,707
	2 徴収費	26,531	235	26,766
	3 介護認定審査会費	213,002	19,687	232,689
歳 出 合 計		18,425,231	15,613	18,425,231

公 告

那覇市公告第 216 号

平成 23 年 12 月 16 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 220 号

平成 23 年 12 月 20 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	こくばめ一ばる公園
公園の位置	那覇市字国場 251 番地 5
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 24 年 1 月 16 日



那覇市公告第 224 号

平成 23 年 12 月 28 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

(1) 那覇広域都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 那覇広域都市計画公園（5・5・那 6 号 新都心公園）

那覇市おもろまち四丁目の一部及び那覇市銘苅三丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市公告第 227 号

平成 24 年 1 月 6 日

掲 示 済

平成 23 年度那覇市海拔表示板製作・取付業務委託契約に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成23年度那覇市海拔表示板製作・取付業務委託契約
- (2) 履行場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号 総務課市民防災室
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成24年 2 月 1 日
- (5) 履行期間 平成24年 2 月 1 日から平成24年 3 月 30 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）
- (6) 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明会の開催日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 1 月 26 日（木）午前10時
- (2) 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号
那覇市消防本部庁舎 3 階 「会議室」

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 1 月 30 日（月）午前10時
- (2) 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号
那覇市消防本部庁舎3階 「会議室」

5 入札保証金

入札保証金は、第 1 回目に見積もる契約金額の 100 分の 5 相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上とする。

6 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成24年 1 月 20 日（金）午後 5 時 15 分
- (2) 提出場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号
総務課 市民防災室（消防本部庁舎3階）

*入札説明書、入札参加資格審査申請書等につきましては、市ホームページからダウンロード、または、上記、総務課市民防災室で配布しております。

*入札参加資格審査申請書他、必要書類の提出につきましてはお手数ですが、直接、上記、総務課市民防災室窓口までお持ちください。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 お問い合わせ

那覇市総務部総務課市民防災室

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番8号

電話 098-861-1102 FAX 098-862-0614

那覇市公告第 238 号

平成 24 年 1 月 16 日

制限付一般競争入札による健全化用地の貸付について

那覇市所有の次の土地を平面駐車場の用途として貸付するため、制限付一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

健全化用地の貸付（平面駐車場）

(2) 入札に付する物件

①所 在 地：那覇市上之屋一丁目2番1（全部）
及び2番2（一部）

②貸付面積：5,669.25 m²

(3) 契約期間：

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 那覇市に本社や営業所を有する法人、又は、那覇市に住所を有する者。

(2) 入札参加資格は地方自治法施行令第167条の4の規程によるとともに、那覇市の市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でない者。

3 契約事項を示す場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市 総務部 管財課

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成 24 年 2 月 1 0 日（金） 午後 2 時
(2) 場 所：那覇市役所新都心銘苅庁舎 2 階 管財課入札室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規定に基づく場合は免除とします。

6 予定価格は、金 1 1, 0 6 1, 0 0 0 円です。

落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 入札案内書の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。
(2) 入札参加申込受付期間は、平成 24 年 1 月 16 日（月）から平成 24 年 1 月 30 日（月）まで。

10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
(2) その他詳細については、「制限付一般競争入札による健全化用地の貸付（平面駐車場）実施要領」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画 G
電話：(代表) 098-867-0111 (内 2696)
(直通) 098-862-0581

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 22 号

平 成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
398	沖正設備	うるま市みどり町 2 丁目 6 番 25 号	仲松 彌正	平成 23 年 12 月 21 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 14 号

平 成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委 員 長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第3条 [略] (1)～(8) [略] (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は校長が特に必要と認め、あらかじめ臨時休業承認申請書(第1号様式)により、教育委員会の承認を得た日 2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ授業日変更届出書(第2号様式)により、教育委員会へ届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にすることができる。ただし、年間行事計画のとおり実施される行事については、この限りでない。 (非常変災等による臨時休業) 第4条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わなかったときは、直ちに臨時休業報告書(第3号様式)により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。 (教育課程の編成) 第5条 [略] 2 校長は、翌年度において実施する教育課程を、教育課程編成書(第4号様式、第4号様式の2、第4号様式の2の2、第4号様式の3及び第4号様式の4)により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 3 校長は、毎年3月末日までに、現年度の教育課程実施報告書(第5号様式及び第5号様式の2)を教育委員会に提出しなければ	(休業日) 第3条 [略] (1)～(8) [略] (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は校長が特に必要と認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により、教育委員会の承認を得た日 2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ授業日変更届出書により、教育委員会へ届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にすることができる。ただし、年間行事計画のとおり実施される行事については、この限りでない。 (非常変災等による臨時休業) 第4条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わなかったときは、直ちに臨時休業報告書により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。 (教育課程の編成) 第5条 [略] 2 校長は、翌年度において実施する教育課程を、教育課程編成書により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 3 校長は、毎年3月末日までに、現年度の教育課程実施報告書を教育委員会に提出しなければならない。

ばならない。 （校外における学校行事の実施） 第6条 校長は、校外において学校行事を実施しようとするときは、<u>別に定める基準により行わなければならない。</u> 2 校長は、<u>前項の規定による学校行事を行う場合において、あらかじめ校外行事実施届（第6号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。</u> （原級留置） 第8条 [略] 2 校長は、前項の規定による処置を行ったときは、速やかに原級留置報告書（<u>第7号様式</u>）により、その事情を教育委員会に報告しなければならない。 （出席停止） 第11条 校長は前条に規定する処置を行ったときは、速やかに出席停止報告書（<u>第8号様式</u>）により、その事情を教育委員会に報告しなければならない。 （事故等の報告） 第12条 児童・生徒の事故による傷害若しくは死亡又は集団的 disease その他異例の事故が発生したときは、校長は、速やかに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に直ちに報告し、後日、事故等報告書（<u>第9号様式</u>）により教育委員会に報告しなければならない。 （長期欠席児童・生徒の通知） 第13条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第20条の規定に該当する児童・生徒については、長期欠席児童生徒通知書（<u>第10号様式</u>）により速やかに教育委員会に通知しなければならない。 （卒業証書の授与） 第14条 校長は、当該学校の全課程を修了したと認めた者には卒業証書（<u>第11号様式</u>）を授与しなければならない。	（校外における学校行事の実施） 第6条 校長は、校外において学校行事を実施しようとするときは、<u>その安全性、経費等を考慮して行わなければならない。</u> 2 校長は、<u>前項の学校行事のうち宿泊を伴う学校行事を実施するときは、あらかじめ校外行事実施届により、教育委員会に届け出なければならない。</u> （原級留置） 第8条 [略] 2 校長は、前項の規定による処置を行ったときは、速やかに原級留置報告書により、その事情を教育委員会に報告しなければならない。 （出席停止） 第11条 校長は前条に規定する処置を行ったときは、速やかに出席停止報告書により、その事情を教育委員会に報告しなければならない。 （事故等の報告） 第12条 児童・生徒の事故による傷害若しくは死亡又は集団的 disease その他異例の事故が発生したときは、校長は、速やかに応急措置を講ずるとともに、その事情を教育委員会に直ちに報告し、後日、事故等報告書により教育委員会に報告しなければならない。 （長期欠席児童・生徒の通知） 第13条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第20条の規定に該当する児童・生徒については、長期欠席児童生徒通知書により速やかに教育委員会に通知しなければならない。 （卒業証書の授与） 第14条 校長は、当該学校の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与しなければならない。
--	---

（準教科書の使用届出）

第18条 校長は、教科用図書の発行されていない教科等の主たる教材として使用しようとする児童・生徒用図書（以下「準教科書」という。）については、使用1月前までに準教科書使用届出書（第12号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

（補助教材の使用届出）

第19条 校長は、教科用図書又は準教科書と併用して学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に使用する補助教材については、使用20日前までに補助教材使用届出書（第13号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

（校長の職務代理等）

第21条 [略]

(1)～(2) [略]

2 前項の規定に基づき、副校長又は教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、校長、副校長又は教頭は、あらかじめ職務代理届出書（第14号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

（準教科書の使用届出）

第18条 校長は、教科用図書の発行されていない教科等の主たる教材として使用しようとする児童・生徒用図書（以下「準教科書」という。）については、使用1月前までに準教科書使用届出書により、教育委員会に届け出なければならない。

（補助教材の使用届出）

第19条 校長は、教科用図書又は準教科書と併用して学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に使用する補助教材については、使用20日前までに補助教材使用届出書により、教育委員会に届け出なければならない。

（校長の職務代理等）

第21条 [略]

(1)～(2) [略]

2 前項の規定に基づき、副校長又は教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、校長、副校長又は教頭は、あらかじめ職務代理届出書により、教育委員会に届け出なければならない。

（学校評価）

第30条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況についての自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、校長はその実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価を踏まえた当該学校の児童・生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、第1項及び前項の規定による評価結果を教育委員会へ報告するものとする。

(<u>保健安全計画書の提出</u>) 第39条 校長は、毎年3月末日までに翌年度に係る児童・生徒及び職員の<u>保健安全</u>に関する事項について計画を立て<u>学校保健安全計画書(第16号様式)</u>を教育委員会に提出しなければならない。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第4号様式の2の2 別記] [第4号様式の3 別記] [第4号様式の4 別記] [第5号様式 別記] [第5号様式の2 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記] [第14号様式 別記] [第16号様式 別記]	(<u>保健計画書、安全計画書及び食育計画書の提出</u>) 第39条 校長は、毎年3月末日までに翌年度に係る児童・生徒及び職員の<u>保健、安全及び食育</u>に関する事項について計画を立て<u>学校保健計画書、学校安全計画書及び食育計画書</u>を教育委員会に提出しなければならない。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第3条関係)

	第	号
	年	月 日
那覇市教育委員会様		
	那覇市立	学校長
		印
臨時休業承認申請書		
次のとおり臨時に休業しますので、承認くださるよう申請します。		
記		
1	期	日
2	休業の理由	
3	その他参考事項	

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

	第	号
	年	月 日
那覇市教育委員会様		
	那覇市立	学校長
		印
授業日変更届出書		
次のとおり授業日を変更したいので届けます。		
記		
1	授業を行う月日	
2	休業する月日	
3	対象学年の範囲	
4	変更理由	
5	その他参考事項	

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第3号様式(第4条関係)

第	号
年	月
日	
那覇市教育委員会様	
那覇市立	学校長
印	
臨 時 休 業 報 告 書	
次のとおり臨時に休業したので報告します。	
記	
1	期
2	非常変災その他急迫の事情の概要
3	その他参考事項

[改正前 別記]

第4号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

那覇市教育委員会様

那覇市立 学校長 印

教 育 課 程 編 成 書

次のとおり、 年度の教育課程を編成したので届けます。

記

学 校 規 模	学校名						校長名						
	職 員 数	教 員		学 年	1	2	3	4	5	6	特殊	計	
		養 護		学級数									
		その他		児 童 (生徒) 計									
		計											
学 校 経 営	教 育 目 標												
	経 営 の 方 針・重 点												

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]
第4号様式の2(第5条関係)

各教科・道徳・特活等の実施計画

学校名 _____ 小学校

年 間 授 業 時 数								
学年 教科等		1	2	3	4	5	6	備 考
教 科	国 語							
	社 会							
	算 数							
	理 科							
	生 活							
	音 楽							
	図画工作							
	家 庭							
	体 育							
教科の小計								
道徳								
学級活動								
総合的な学習の時間								
総授業時数								
クラブ活動								
学校 行事 等	児童会活動							
	学校行事							
	その他の行事							
行事等時数								
予備時数								
総 計								
年間教育活動日数								

※ 記入方法について

- (1) 教科の空欄は、「英語」等を記入
- (2) 総授業時数は、教科の小計、道徳、学級活動、総合的な学習の時間の合計
- (3) 「学校行事等」の「学校行事」は、五つの内容の計画時数
- (4) 「学校行事等」の「その他の行事」は上記以外の行事計画時数
- (5) 「総計」は「総授業時数」「クラブ活動」「行事等時数」「予備時数」の合計を記入
- (6) 備考は、その項の特記事項を記入

[改正前 別記]

第4号様式の2の2(第5条関係)

各教科、道徳、特別活動等の実施計画

学校名

中学校

年 間 授 業 時 数					
区分	学年	1	2	3	備考
必修教科	国 語				
	社 会				
	数 学				
	理 科				
	音 楽				
	美 術				
	保健体育				
	技術・家庭				
	外国語				
	必修教科の小計				
その他特に必要な教科					
道徳					
学級活動					
選択教科	国 語				
	社 会				
	数 学				
	理 科				
	音 楽				
	美 術				
	保健体育				
	技術・家庭				
	外国語				
	その他特に必要な教				
選択教科の小計					
総合的な学習の時間					
総授業時数					
学校 行事 等	生徒会活動				
	学校行事				
	その他の行事				
行事等時数					
予備時数					
総 計					
年間教育活動日数					

※ 記入方法について

- (1) 選択教科の小計は、当該学年の選択教科年間時数を記入
- (2) 総授業時数は、必修教科の小計、道徳、学級活動、選択教科の小計、総合的な学習の時間、その他特に必要な教科の合計
- (3) 「学校行事等」の「学校行事」は、五つの内容の計画時数
- (4) 「学校行事等」の「その他の行事」は上記以外の行事計画時数
- (5) 「総計」は「総授業時数」「行事等時数」「予備時数」の合計を記入
- (6) 備考は、その項の特記事項を記入

[改正前 別記]

第4号様式の3(第5条関係)

お も な 学 校 行 事							
学校名							
月 日	行 事 名	時数	参加 学年	月 日	行 事 名	時数	参加 学年
備 考							

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第4号様式の4(第5条関係)

日 課 表 ・ 週 行 事							
学校名							
時 程 ()	曜日 校時	月	火	水	木	金	時 程 ()
	事項	登 校					①時程欄には開始・終了時刻を記入する。 ②学年を色線で表示する。 ③月定例事項(行事)は、備考に記入する。 ④その他必要な教育活動を記入する。
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	備 考	曜日 時程	月	火	水	木	

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]
第5号様式(第5条関係)

平成 年度各教科等実施状況報告書

学校名 小学校

年 間 授 業 時 数														
教科等	学年	1		2		3		4		5		6		備 考
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	
教科	国 語													
	社 会													
	算 数													
	理 科													
	生 活													
	音 楽													
	図画工作													
	家 庭													
	体 育													
教科の小計														
道徳														
学級活動														
総合的な学習の時間														
総授業時数														
クラブ活動														
学校行事等	児童会活動													
	学校行事													
	その他の行事													
行事等時数														
予備時数														
総 計														
年間教育活動日数														

※ 記入方法について

- (1) 教科の空欄は、「英語」等を記入
- (2) 総授業時数は、教科の小計、道徳、学級活動、総合的な学習の時間の合計
- (3) 「学校行事等」の「学校行事」は、五つの内容の計画時数
- (4) 「学校行事等」の「その他の行事」は上記以外の行事計画時数
- (5) 「総計」は「総授業時数」「クラブ活動」「行事等時数」「予備時数」の合計を記入
- (6) 備考は、その項の特記事項を記入

[改正前 別記]

第5号様式の2(第5条関係)

平成 年度各教科等実施状況報告書

学校名

中学校

		年 間		授 業		時 数		
区分	学年	1		2		3		備考
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	
必修教科	国 語							
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
	美 術							
	保健体育							
	技術・家庭							
	外国語							
必修教科の小計								
その他特に必要な教科								
道 徳								
学級活動								
選択教科	国 語							
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
	美 術							
	保健体育							
	技術・家庭							
	外国語							
選択教科の小計								
総合的な学習の時間								
総授業時数								
学校 行事 等	生徒会活動							
	学校行事							
	その他の行事							
行事等時数								
予備時数								
総 計								
年間教育活動日数								

※ 記入方法について

- (1) 選択教科の小計は、当該学年の選択教科年間時数を記入
- (2) 総授業時数は、必修教科の小計、道徳、学級活動、選択教科の小計、総合的な学習の時間、その他特に必要な教科の合計
- (3) 「学校行事等」の「学校行事」は、五つの内容の計画時数
- (4) 「学校行事等」の「その他の行事」は上記以外の行事計画時数
- (5) 「総計」は「総授業時数」「行事等時数」「予備時数」の合計を記入
- (6) 備考は、その項の特記事項を記入

[改正前 別記]

第6号様式(第6条関係)

	第	年	月	日	号
那覇市教育委員会様					
那覇市立 学校長					印
校 外 行 事 実 施 届					
次のとおり校外行事を実施するので届けます。					
記					
1 行事の名称					
2 実施期日					
3 実施場所					
4 実施方法					
(1) 参加予定人員 年 組 人					
(2) 出発、帰校時刻					
(3) 児童・生徒1人当たりの経費					
(4) 利用する交通機関名					
(5) 引率者の職名及び氏名					
(6) その他参考事項					

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第7号様式(第8条関係)

	第	年	月	日	号
那覇市教育委員会様					
那覇市立 学校長					印
原 級 留 置 報 告 書					
年度において、次のとおり原級留め置きの処置をとりましたので報告します。					
記					
1 留め置かれた者					
児童・生徒氏 名	生 年 月 日	学 年	保 護 者 名	現 住 所	
2 留め置いた理由					
3 その他参考事項					

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第8号様式(第11条関係)

		第	号
		年	月 日
那覇市教育委員会様			
		那覇市立	学校長
			印
出席停止報告書			
次のとおり、出席停止の処置をとったので報告します。			
記			
1	児童・生徒の氏名	年	組
2	保護者の住所、氏名		
3	出席停止を指示した理由及び期間		
4	出席停止を指示した年月日		
5	その他参考事項		

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第9号様式(第12条関係)

		第	号
		年	月 日
那覇市教育委員会様			
		那覇市立	学校長
			印
事故等報告書			
次のとおり、児童・生徒の事故があったので報告します。			
記			
1	児童・生徒の氏名	生年月日	年 組
2	保護者の住所、氏名		
3	発生の日時、場所		
4	事故の概要		
5	措置		
6	発生の場所(図示)、その他必要な事項		

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第10号様式(第13条関係)

年 月 日

那覇市教育委員会 様

那覇市立 学校
校長 印

長期欠席児童生徒通知書

	年・組	氏 名	欠席期間(日数)	欠席理由	備考
1			／ ～ ／ (日)		
2			／ ～ ／ (日)		
3			／ ～ ／ (日)		
4			／ ～ ／ (日)		
5			／ ～ ／ (日)		
6			／ ～ ／ (日)		
7			／ ～ ／ (日)		
8			／ ～ ／ (日)		
9			／ ～ ／ (日)		
10			／ ～ ／ (日)		

[改正前 別記]

第11号様式(第14条関係)

契 印 第 号	年 月 日	(中)小 学校の課程を修了したことを証する。	校 印	氏 名	卒 業 証 書
那覇市立〇〇小(中)学校 校長 〇〇〇〇印					

[改正前 別記]

第12号様式(第18条関係)

第 号 年 月 日 那覇市教育委員会様 那覇市立 学校長 印 準教科書使用届出書 次のとおり、準教科書を使用したいので、届け出ます。 記				
準教科書名	著者名	発行所	価 格	使用目的及び方法

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第13号様式(第19条関係)

第 号 年 月 日 那覇市教育委員会様 那覇市立 学校長 補助教材使用届出書 次のものを使用したいので、届け出ます。 記	印
--	---

教 材 の 名 称	著 者 名	発 行 所	価 格	使用目的及び方法

(B5縦長左とじ)

[改正前 別記]

第14号様式(第21条関係)

第 号 年 月 日 那覇市教育委員会様 那覇市立 学校(職名・氏名) 職務代理届出書 次のとおり校長の職務を代理することについて届けます。 記	印
---	---

- 1 職務代理者氏名
- 2 被代理者氏名
- 3 代理期間
- 4 代理の生じた理由

[改正前 別記]

第16号様式(第39条関係)

年度学校保健安全計画書

学校名

月	主 な 学 校 行 事	保 健		安 全		給 食 指 導	環 境 管 理	組 織 活 動
		管理	指導	管理	指導			
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								

(B5横長)

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号

平 成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市選挙公報発行規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

那覇市選挙公報発行規程

（趣旨）

第1条 この告示は、那覇市選挙公報の発行に関する条例（平成23年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙（以下「選挙」という。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の申請）

第2条 当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）が、条例第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、選挙公報掲載申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、選挙公報掲載文原稿用紙（第2号様式。以下「原稿用紙」という。）に記載した同一の掲載文2通及び候補者の写真2葉を添えて、那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の写真は、当該選挙期日前3月以内に撮影した候補者のみの無帽、無背景及び正面向きの上半身手札型（白黒のものに限る。）のもので、その裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載するものとする。

（掲載文の作成）

第3条 掲載文は、委員会が交付する原稿用紙に、黒色の色素により記載しなければならない。

2 氏名欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定による通称の認定を受けた場合においては、その通称）を縦書きで記載しなければならない。

3 氏名欄には、職業、身分、所属党派名、年齢及び生年月日を併せて記載することができる。

4 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号、罫線、アルファベットの文字等並びに図、イラストレーション及びこれらに類するものをもって記載しなければならない。

5 掲載文に図、イラストレーション及びこれらに類するものを記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、原稿用紙に掲載文を記載できる面積の2分の1を超えてはならない。この場合において、写真掲載欄及び氏名欄

に係る面積は、掲載文を記載できる面積に算入しない。

（掲載文の訂正）

第4条 委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき又は当該申請された掲載文の文字等が著しく小さいときその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該申請された掲載文の文字等の訂正を求めることができる。

2 委員会は、候補者が前項の規定による求めに応じない場合においては、必要な訂正をすることができる。

（掲載文等の修正又は撤回等）

第5条 候補者は、既に提出した掲載文を修正し、又は写真の取替えをしようとするときは、選挙公報掲載文修正（掲載写真取替）申請書（第3号様式）に修正後の掲載文2通又は取り替える写真2葉を添えて委員会に提出しなければならない。

2 候補者は、掲載を撤回しようとするときは、選挙公報掲載撤回申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、条例第3条第1項に規定する期日までにしなければならない。

（掲載順序のくじ）

第6条 条例第4条第2項の規定によるくじは、申請書を提出した候補者について立候補届の受付順序により行う。

2 委員会は、前項に規定するくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。

（選挙公報の体裁等）

第7条 選挙公報の体裁は、選挙公報の体裁（第5号様式）に準じて作成するものとする。

2 選挙公報は、掲載文及び写真を黒色で印刷するものとする。

3 候補者は、印刷の体裁等について指定することができない。

4 委員会は、選挙公報に余白があるときは、選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載することができる。

（候補者が死亡した場合等における措置）

第8条 候補者が死亡し、立候補の届出を却下され、候補者であることを辞し、又は

候補者であることを辞したものとみなされた場合においても、選挙公報の発行の
手続きに着手した後においては、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は中止し
ない。

（掲載文等の返還）

第9条 委員会に提出された掲載文及び写真は、いかなる場合においても返還しない。

（選挙公報の訂正）

第10条 委員会は、選挙公報の印刷に誤りがあつたときは、告示により訂正する。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員
会が定める。

付 則

この告示は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 様

候補者 住 所

氏 名

印

年 月 日執行の 選挙における選挙公報に
掲載を受けたいので、那覇市選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により
申請します。

記

1 掲載文 2通（別添のとおり）

2 写真 2葉（別添のとおり）

※同一の白黒のもの。

上半身手札型 縦10.8cm・横8.25cm

裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。

掲載文にのり付けしないこと。

3 連絡先責任者

住 所

氏 名

電話番号

[illegible]

写真	氏名
----	----

※ 印欄は記入しないこと

候補者氏名		
連絡場所及び電話番号		
受付日時	※	
受付者印	※	

※掲載第
順位

第3号様式(第5条関係)

選挙公報掲載文修正(掲載写真取替)申請書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

印

年 月 日申請の選挙公報の掲載文の修正又は写真の取替えをしたいので、那覇市選挙公報発行規程第5条第1項の規定により申請します。

添付書類（該当箇所にレ印をする。）

☐ 新たな掲載文 2通(別添のとおり)☐ 新たな写真 2葉(別添のとおり)

※同一の白黒のもの。

上半身手札型 縦10.8cm・横8.25cm

裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。

掲載文にのり付けしないこと。

第4号様式(第5条関係)

選 挙 公 報 掲 載 撤 回 申 請 書

年 月 日

那覇市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

印

年 月 日申請の選挙公報の掲載を撤回したいので、那覇市選挙公報発行規程第5条第2項の規定により申請します。

理由

第5号様式(第7条関係)

選挙公報の体裁

その1

市議会議員の選挙公報の場合

年 月 日執行 那覇市議会議員選挙公報 那覇市選挙管理委員会	
2	1
4	3
6	5

その2

市長の選挙公報の場合

年 月 日執行 那覇市長選挙公報 那覇市選挙管理委員会
1
2
3

※ この選挙公報は、候補者から提出された原稿を、原文のまま印刷したものです。

備 考

- 1 公報紙1頁の大きさ及び紙質は、委員会が決定する。
- 2 掲載が2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷する。この場合頁数を付することができる。
- 3 2頁以上にわたる掲載の順序は、上記の例による。
- 4 印刷その他の都合により、様式は変更することがある。